

租税史

近代日本における税の請願について

税務大学校租税史料室研究調査員

今 村 千 文

◆SUMMARY◆

明治期以降の請願に関する先行研究は、廃減税を求める請願運動として、主に民衆運動の分析という視点から分析を行うものであった。しかしながら、天皇主権であり、かつ、参政権も制限されていた近代日本における請願は、それとは異なる評価も可能と思われる。すなわち、提出された請願を分析することにより「民意」を把握し、また、受理する側の処理態様を分析することで、受理する側の機構の性格の変化を知ることができるのではないだろうか。

本稿は、平成 28 年 11 月 22 日（火）に税務大学校和光校舎で開催された「第 31 回租税史研究会」における執筆者の発表「近代日本における税の請願」の内容を基に寄稿されたものであり、帝国議会へ提出された請願の傾向を俯瞰した上で、税務当局の請願への対応を考察し、更に、税制改正と請願との関連を確認することにより、近代日本における税の請願の変遷を考察するものである。

（平成 29 年 4 月 28 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	146
第1 帝国議会での請願	147
1 帝国議会での請願の扱い	148
2 受理件数等の分析	148
3 租税に関する請願の推移	149
(1) 税目別	154
(2) 会期別	154
4 小括	155
第2 税務執行機関に対して出された請願	156
1 税務署・税務監督局（税務管理局）の請願への対応	156
2 請願運動の盛り上りへの対応	157
3 請願令の制定	158
4 税務相談所の設置	159
5 小括	161
第3 請願と税制改正―大蔵省主税局での取扱い―	162
1 議会対策資料	162
2 大正15年の税制改正	164
3 小括	185
おわりに	185

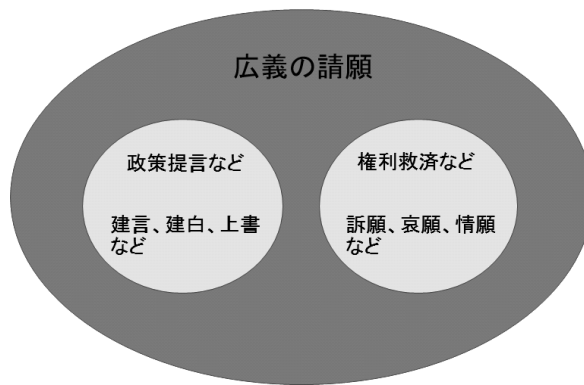
はじめに

請願とは、文字どおり請い願うことを言い、一般的には為政者、若しくは自分よりも目上に当たる対象に、献策や苦情、救済などを申し述べることを指す⁽¹⁾。申し述べる内容は多岐にわたるため、請願に関する類義語は多く、上言や上書、建言、訴願、嘆願、哀願、陳情など非常に多い。概念図として表したのが、

図1である。近代以前では、請願とは受け手（為政者）からすると自らの徳の表れでもあるため、それを制限することははばかられていた。そのため、名称などについてもそれが礼儀にかなってさえいればよく、名称も一定しない。国民主権をうたう現憲法の下では、余り注目はされないが、それでも、議会や役所に様々な請願、陳情が出されている。

【図 1】

本稿での請願概念図



では、天皇主権の明治憲法の下、選挙権にも制限が加えられていた近代では、請願はどのように扱われていたのだろうか。

現在の国税では、一般的には不服申立てが連想されるが、本稿ではより広義の意味をとることとする。

明治期以降の請願に関する先行研究は、大きく現行憲法下の請願権の再評価に伴う研究^②と当時の政治状況や制度設立過程の分析に伴う研究^③とに大きく分かれる。これらの研究では、地租や営業税などの廃減税を求める請願運動としての分析^④であり、その視点では民衆運動の分析が中心である。明治憲法下の請願については、哀願形式の規定などが注視され、これらにおいても比較的低い評価が下された。

しかしながら、天皇主権であり、かつ、参政权も制限されていた近代日本における請願は、また違った見方による評価ができるものとする。明治 23 年に帝国議会が開かれたとはいえ、選挙権が直接国税納税額で制限されている中、請願権が認められたことは評価されてよいことであろう。そのため、提出された請願を分析することには、「民意」（多少恣意的なグループとなってしまうが）を把握することともなる。更に、受理する側の処理

態様分析を行うことで、受理する側の機構の性格の変化を知ることができるものとする。

そこで、本稿では、近代の「民意」への対応の仕方を考察することは、当時の税務行政を考える際の最も基礎的な情報となると考え、近代日本の請願の傾向を帝国議会へ提出された請願を素材にして俯瞰した上で、税務当局での請願への対応を考察する。それにより、「民意」と税務当局との関係、その変化を分析することを目的とする。

まず、大日本帝国議会に提出された請願数の推移を分析把握することで、税に限らずあらゆる請願や税に関する請願の時代的な特徴を把握する。それを踏まえた上で、まずは課税当局（税務署や税務管理局、税務監督局）での請願への対応を確認する。次いで、税制改正と請願との関連を確認し、近代日本における税の請願の変遷を考察したい。

第 1 帝国議会での請願^⑤

本章では、税に関する請願について考える前に、明治から昭和期にかけての近代日本の請願数の推移を把握しよう。

明治憲法では、請願権は認められていたが、帝国議会のみが当初から請願の取扱い等につ

いて規定されていた。また、明治から昭和期にかけてまとまった形で請願を確認できるのは帝国議会のみであり、大蔵省や税務監督局、税務署などではまとまって請願が残されていない。そこで、この時期の請願全体を把握するためには、帝国議会に提出された請願を分析する必要がある。

帝国議会では、両院の事務局が「衆議院（貴族院）事務局報告」として、法案、建議、請願などの審議経過を会期ごとにまとめて出版していた。本章では、この事務局報告を素材として、請願の全体像を把握し、帝国議会での処理の状況や税目や会期（時代）による傾向を分析する^⑥。

1 帝国議会での請願の扱い

帝国議会に提出された請願の数や内容を分析する前に、まず、帝国議会ではどのようにして請願が提出され、どのように処理するよう規定されていたのかを確認しておく。

書面の体裁によるチェックがまず加えられる。チェックが加えられるのは請願人の住所、職業、年齢、捺印などの有無などと、「哀願ノ体式」にのっとっているかである。更に禁止事項として「法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外総代ノ名義ヲ以テスル請願（議院法 66 条）」「憲法ヲ変更スルノ請願（議院法 67 条）」「皇室ニ対シ不敬ノ語ヲ用ヰ政府又ハ議院ニ対シ侮辱ノ語ヲ用ヰルモノ（議院法 69 条）」「司法及行政裁判ニ干預スルノ請願（議

院法 70 条）」が指定された。

処理方法としては、以下のとおりである。

各議院の請願委員会がまず受理した請願について、却下するか受理するかを形式審査した上で、請願委員会は、毎週 1 回請願文書表を作成し、議長に提出することとされた。請願委員会での実質審査は、「議院ノ会議ニ付スルヲ要セス」「議院ノ会議ニ付スヘシ」に分けられた。

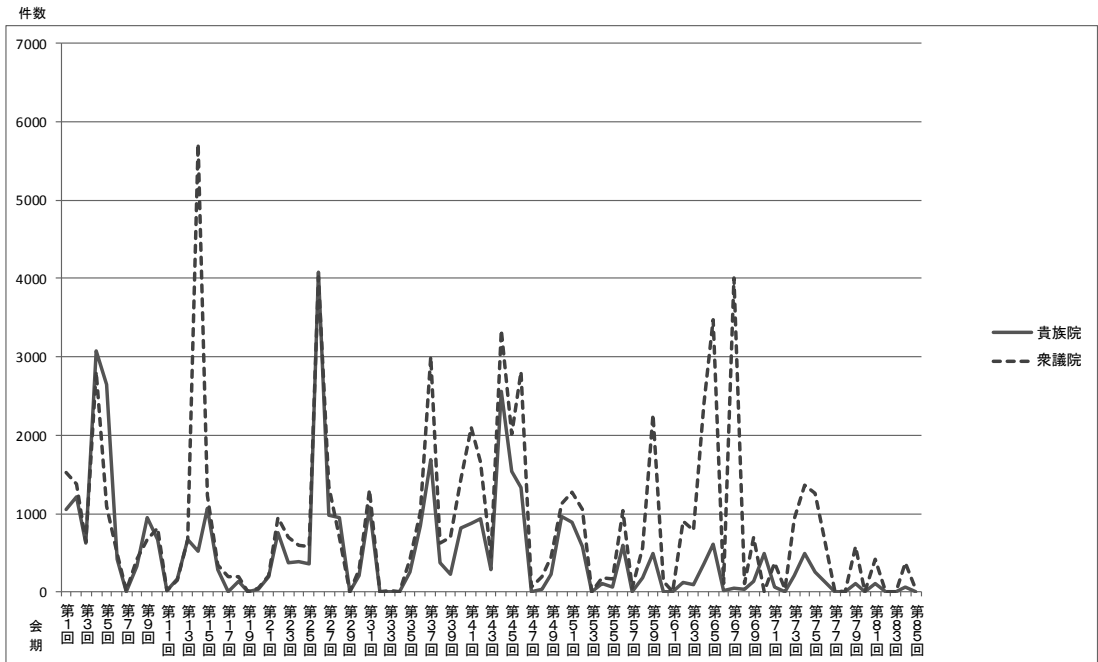
「議院ノ会議ニ付スルヲ要セス」と決定されたものは処理終了となり、「議院ノ会議ニ付スヘシ」と議決されたものが本会議で審議され、採択か不採択か決した。採択された場合、意見書を付けて内閣へ送付するが、その処理状況について閣議による回答を求めることができるため、採択という処理は重要な処理であるといえる。

なお、議院法で定められた処理は以上だが、それ以外にも慣例的に①政府へ参考送付（両院とも）、②特別委員会へ参考送付（衆議院のみ）、③法律案起草、の対応が取られている。

2 受理件数等の分析

請願は税だけではなく、例えば治水や鉄道の敷設に関するものなど、多岐にわたる。そこで、まずは帝国議会に提出された請願の全体数を俯瞰すると、以下のようになる。

帝国議会請願全体のグラフ



受理件数の推移は、衆議院、貴族院ともほぼ相似の動きを示すが、衆議院の方が受理件数が圧倒的に多い。衆議院、貴族院で若干のズレがあるが、以下は衆議院で請願の受理件数が多い回である。

第1～6回 … いわゆる初期議会期⁽⁷⁾に当たる。地租軽減、地価修正関係が多い（後述）。

第14、15回 … 「仏教ヲ公認教ト為ス」請願⁽⁸⁾が4,000件超を占めた。

第26、27、36、37回 … 共に地租軽減の件が増加（後述）。

第40～46回 … 義務教育費国庫負担に関する件、金鵒勲章年金増額に関する件が増加した。

第50～52回 … 恩給に関する件（金鵒勲章年金増額に関する件など）が増加。

第64～67回 … 農村救済に関する件（肥料国営に関する件、産繭処理統制法に関する件など）が増加した。

第74、75回 … 農村救済に関する件（農村部落団体活動助成金交付を求める件、国民負担不均衡是正を求める件など）が増加した。

税に関する請願が多くを占めている会期は、第1～第6回、第14回、第24～第26回、第36回となっている。

3 租税に関する請願の推移

次に税に関するものに絞って確認する（表1、表2）。

【表1】 租税に関する主な請願の結果（貴族院）

	地租	地価	災害関係	所得税	営業税	酒税	菓子税	織物消費税	煙草	徴収法改正	税制	税務署
第1回	委員会未送付64、未216、却下156、院要1、不採択1	委員会未送付12、未16、却下29、				委員会未送付3、未16、却下12、採択15、不採択1	委員会未送付2、却下5、院要2、院要1、本会議未済1、不採択2		未1、却下2			
第2回	未8、却下6、委員会ニ於テ受理スヘシモノ18	未101、却下62、委員会ニ於テ受理スヘシモノ335	未2、委員会ニ於テ受理スヘシモノ4			未16、却下10、委員会ニ於テ受理スヘシモノ29	未6、却下6、委員会ニ於テ受理スヘシモノ21、委員会報告未済3			未1、委員会ニ於テ受理スヘシモノ43		
第3回	委員会ニ於テ受理スヘシモノ6、本会議採択1	未3、却下18、委員会ニ於テ受理スヘシモノ189				却下1、委員会ニ於テ受理スヘシモノ4、本会議未決4	未1、却下3、委員会ニ於テ受理スヘシモノ12		委員会ニ於テ受理スヘシモノ2	本会議未了3		
第4回	却下1、不要8	却下1、不要2317	不要10			不要18	却下2、不要30		却下2、不要8			
第5回	委員会ニ於テ受理スヘシモノ5、不要2	未86、委員会ニ於テ受理スヘシモノ14、不要1375	未2、委員会ニ於テ受理スヘシモノ1			却下3、委員会ニ於テ受理スヘシモノ3	未1、委員会ニ於テ受理スヘシモノ3、不要18		委員会ニ於テ受理スヘシモノ13、不要1			
第6回	不要2	未3、却下4、不要18				未2	未1、不要2					
第7回												
第8回	不要9	却下1、不要3	採択3			不要3、採択1	不要8					
第9回		未1、採択3			未2、不要3	未1、却下1、不要19	未2、不要2		未2、不要1			
第10回		未1、不要2	未15、不要1、本会議未了57、採択5		未1、本会議未了13、採択11							
第11回												
第12回	未5、不要10、採択1（非地租増徴）	未19			未3、採択3							
第13回	未1、不要177、採択1	未2、不要6、採択3	採択19	不要3	採択3				未1、採択5			
第14回	未1、不要89	不要5、採択1	採択6		不要2、否決2	不要2、否決1						
第15回		未13、不要2	未33、却下1、不要1、採択6			未2			採択4			
第16回		不要1、採択1	未29、却下1			未2、採択5			未3			
第17回												
第18回	不要30		不要1、本会議未了17、否決3									
第19回												
第20回			未1	不要1		本会議未了1		未5	未6		未3	
第21回			不要4、採択1、否決5	不要5					未1、不要5		不要53	
第22回		不要1、採択8	不要22、本会議未了2、採択6		本会議未了17、採択1			本会議未了1、採択3	不要8		不要3	
第23回	未6、不要	未1、採択3	不要1、採択1									
第24回	採択12		未1、不要1、採択7		不要3、採択2	未1、不要3、採択5						
第25回	採択2		不要5、採択13			採択2		不要3	採択2			
第26回	不要357、採択3169	不要4、採択6		不要2	未1、不要52、採択2	採択2		不要4	未1、採択13			不要5

	地租	地価	災害関係	所得税	営業税	酒税	菓子税	織物消費税	煙草	徴収法改正	税制	税務署
第27回	不要1、採択120	不要9、採択2	不要50		未1、不要4	未1、不要2、採択1			不要1、採択1	43(撤回)		
第28回	未5、不要10、採択1(非地租増徴)	未336			不要1、採択15	不要25、採択39		不要3				不要1、採択1
第29回												
第30回		不要5	不要1、採択1		未3、採択3	不要10、採択15						
第31回	不要281	未2、不要21	不要70		不要13	不要65			不要2			
第32回												
第33回			未1									
第34回					未1							
第35回		未1		採択1				未1	未3			
第36回	未543				未1、不要2			不要2				
第37回	未1115、取下げ5、不要1	未4			未1、不要4	不要2		不要4				
第38回						未1						
第39回	未1、採択1	未1		不要1、否決1								
第40回	不要7	未254	未2		不要2				未1、不要28			不要5
第41回		未6				未9			未1、不要1			
第42回		未4				未13						
第43回	採択12			未2	未5	未3						
第44回					未1、不要1				未8			未2、不要2
第45回	未5			未4、採択1	未46	不要3						未4
第46回	未64	未3、不要1			未117			未16				
第47回			採択1									
第48回												
第49回											未2	
第50回	未1				未1	不要1					未4	
第51回		未1		未1	未1			未3				未2
第52回		未1				未2						未2
第53回												
第54回												
第55回									不要2			
第56回	未1		未4	未2	未1				未6			未1
第57回												
第58回	未1			不要1		未1		未3				
第59回			未1	未1、不要1	未1、不要1			未1、不要1、採択1	未4			未2
第60回												
第61回												
第62回									採択2			
第63回				不採択1		未1						
第64回	採択1		未1	不要1	未1							採択2
第65回	未1											採択1
第66回									未1			
第67回	採択2			未2						不要1	未1	採択1
	地租	地価	災害関係	所得税	営業税	酒税	菓子税	織物消費税	煙草	徴収法改正	税制	税務署
第68回												未1
第69回									未1			
第70回	未1、採択1			未13、採択1		未1						未1
第71回			未1、採択1						未1			
第72回												
第73回	未1、採択1											
第74回												
第75回	未1											未1
第76回	未1											
第77回												
第78回												
第79回			未1									
第80回												

貴族院事務局『貴族院事務局報告』より作成
未…未議了、不要…本会議に付する（院議）を要せず

【表2】 租税に関する主な請願の結果（衆議院）

	地租	地価	災害関係	所得税	営業税	酒税	織物消費 税	煙草	徴収法改正	税制	税務署
第1回	政189、未35、不要1	政382、未2				政26、未14		未4			
第2回	院23、未10	院32、不要275、特44、未178				院31、不要1、未20		不要28、未満16	院2、未47		
第3回	不要1、未18	不要71、未39				不要5、未7		未2		未3	
第4回	院2、本不要3	不要3、本不要1919	不要55			院1、不要14、本不要2	不要1	不要4、本不要3			
第5回	政62、未35	政249						不要7			
第6回	不要1、特193	不要5、特16									
第7回											
第8回	不要6、特3	政1、不要3	不要3			院2、特3					
第9回		政4				政1、不要1、特37		不要3			
第10回	特1	政382、未2	院204、特6	不要3	不要29	政2					
第11回											
第12回											
第13回	不要78	政3、不要7	不要9		院1、不要1	政1、不要26		政8、不要7			
第14回	不要467	政1、院2、不要4			院4	政37、不要2		政2			
第15回		政1、院1、不要2	政28	政4		院1		政4、院2			
第16回		院2、不要1	不要24			不要7		不要2			
第17回											
第18回	不要42										
第19回											
第20回				不要1		政1、院1		政3、不要3			
第21回	不要12	政1、不要1	院2、不要12	政1、院3、不要1			不要10	院1、不要7			
第22回		政1、院23、不要5	院205、既不要129		院41、既不要37		政5、不要1	院33			
第23回		政6、院7、既不要2	院1			政2、院1	政1	政3、不要5			
第24回	院5	政5、院1、不要2			政4	政16、不要1	不要1	政1、院1			
第25回	政2、院1	院8	政1、院1		政1、院2	政1、院1		政1			
第26回	政1616、院77、その他374	政4、不要2、本不要5	不要1、本不要12	政2	不要91、本不要17	不要1、本不要12	不要7	院8、本不要18	不要2、本不要1		
第27回		政9、院2	政159、院1、不要2、本不要23		政9	政159、院1、特2、本不要1			特45、本不要4		
第28回	政3	院94		政2、院1	政2、院4	政1、院13、不要1	政4、院4				
第29回											
第30回		院3			特17	政4、院9		院2			
第31回	政67、院3、不要1、本不要5	政21、院1			政186	院67	政15	院3			
第32回											
第33回		院1				不要1					
第34回											
第35回				院1							
第36回	院520	院3		院1	政4		政3				
第37回	院1827、特20	院283	院1	院2	政5、院6	院5、不要1	院5	院1			
第38回											
第39回											
第40回	政1	院497	政1	院2	政4、院2	政4、院1	不要1	院24			
第41回		院5		政1、院3	政4、院1	政12、院3		政1、院10、特4			

	地租	地価	災害関係	所得税	営業税	酒税	織物消費 税	煙草	徴収法改正	税制	税務署
第 42 回		院1				政9、院8					
第 43 回	院1			不要1	政4	政1、院1、不 要1		院1			
第 44 回		政1				政3、院2、不 要7	院1	政1、院5			
第 45 回	政37、特11	院4		政5、院2	政107、特 5	政12、不要9	政1	政1、院2			
第 46 回	政39	院5			政130	政1、不要8、 院1	政6	政5、院4 20			
第 47 回						不要7	政1				
第 48 回											
第 49 回			政1		政1			政1、院1			
第 50 回	院1	院2	政2		政2	院1		政1			
第 51 回	院2			院1	政1、院1	政1	政3、院1	政3、院8	政1、院2		
第 52 回	院2、不要49	院4		院1	政2	政1	政1	政4、院9	院1		
第 53 回											
第 54 回											
第 55 回								政2、院1			
第 56 回											
第 57 回											
第 58 回											
第 59 回											
第 60 回											
第 61 回											
第 62 回	政25					院1、不要1			院1		
第 63 回	院1、政149			政2	政2	政1、院1					
第 64 回	既1	院1	院1		院4	院2、不要1	既5	政10、院 2、不要1			
第 65 回	政2、不要10				院2	院3、既1、不 要2		院2	院2		
第 66 回											
第 67 回	政19、院1					院3		院1、取 下1	院12		
第 68 回	未2								未1		
第 69 回			既214			政1		院2			
第 70 回				院23、既 29	院1		院2	院2	院4		
第 71 回		院12(雪国地方土地 賃賃価格調査)				政1		政2			
第 72 回			院6								
第 73 回	政1、院1		院2、未1	院1		政147、院19			院1		
第 74 回			院5	院1				院2	政1、院250、既1、 未1		
第 75 回			既201、 院6	院1					院1		
第 76 回				院1					院1		
第 77 回			院1			院1					
第 78 回											
第 79 回			院1			院4					
第 80 回											
第 81 回						政38、院4			院2		

衆議院事務局『衆議院事務局報告』より作成

院…院議に付す、政…政府へ参考送付、特…衆議院特別委員会へ参考送付、既…既に同様の請願が出されており、採択とみなしたものの、未…未議了、本不要…法律案、建議案又は同一事件にして既に院義に付された請願があるため、議決を要せずと議決されたもの、不要…本会議に付する（院議）を要せず

(1) 税目別

イ 地租関係

初期議会期(第1~6回)特に第4回で約2,000件、第14回(日清戦争後の「戦後経営」に伴い、地租増徴が断行された翌年)で約500件、第26回(宅地地価修正法及び地租条例改正法が成立)で約2,000件まで増加した。他の税目よりも納税者数が圧倒的に多いこともあり、請願数も多い。

地租は議員にも納税者が多いこともあり、本会議や特別委員会での審議が優先され、不要と判断されるケースが目立つ。初期議会期は、地租負担の軽減が最大の争点となっており、それ以外では増税のタイミングで提出されることが多いといえる。

ロ 所得税・営業税

第22回以降数が伸びた(日露戦争の軍事費のための非常特別税法が成立した直後)。特に第31回で200件近くまで激増した。納税者数が地租よりも少ないため、件数も少ない。また、議員においても地租納税者よりも営業税納税者が少ないためか、本会議での議事に至らずに政府へ参考送付に回されることが多い。営業税に比べ、所得税は活発な動きが見えないといえる。

ハ 酒税

直税と比較してそれほど多くはない。しかし、禁酒法関係(第24回以降)や酒類販売業免許制度の導入問題(第73回以降)に関しては伸びが確認できる。

(2) 会期別

イ 第1回~第6回(明治23年~明治27年)

いわゆる「初期議会期」と呼ばれる時期である。この時期、自由民権運動から生まれた「民党」は、税、特に地租負担が過重なことを訴え、「民力休養」「経費節減」を叫び運動をしており、帝国議会開会後も特

に地租の軽減が主要な政争となっていた。そのため、地租・地価修正に関する請願が多数提出された。

ロ 第22回~第26回(明治38年~明治42年)

日露戦後の税制整理の時期に当たる。日露戦争時、その軍事費を賄うため、戦時中のみの大規模な臨時増税を行った。しかし、戦争後も歳出は膨張し続けたため、臨時増税分を固定化し、かつ、臨時増税故にアンバランスな税体系を見直そうという税制整理が模索された。その空気に触発されて税に関する請願の件数が増えた時期である⁽⁹⁾。

(イ) 第22回

日露戦争に伴う非常特別税法⁽¹⁰⁾中の「平和克復ニ至リタルトキハ其翌年末日マテニ本法ヲ廃止ス」(第27条)という条文を廃止することで議会が紛糾した回である。政府は、税制見直しを行うため大蔵省内に税法審査会を設置した(大蔵本省、専売局、税務監督局の官吏から構成)。税法審査会の設置によって醸成された税制改正の空気に呼応する形で請願が急増した。

(ロ) 第24回、第25回

新たに税法整理案審査会が設置され、その案を受けて増税(酒税など)及び減税(所得税、営業税など)両方の税法改正案からなる第一次租税整理案が第24回へ提出されるが、衆議院では増税案は財政上やむなしと判断し可決されるも、減税案は織物消費税、通行税などの廃止が含まれておらず「姑息」な減税であるとして否決された⁽¹¹⁾。次いで、第25回でも減税案が提出されるも不成立となっていた。

(ハ) 第26回

第一次租税整理案のうち、第24、第25回で増税案だけが成立してしまったため、国民の税負担は過重、不公平感を

強めることとなった。これを軽減するために、政府は第二次租税整理案を提出した⁽¹²⁾。これを後押しする形で請願運動が活発化したのである。

地租関係では、約 2,000 件もの請願が提出された。地租条例中改正法律案が成立し、地租率が宅地は 2.5%、田畑は 4.7%、その他の地目は 5.5%へ改められた。また、宅地地価修正法が成立し、郡村宅地・市街宅地の別をなくした上、宅地の地価の基準を賃貸価格の 10 倍へと変更した。

営業税に関しては、営業税全廃同盟会、悪税廃止期成会などの団体が設立され、全国的に演説会や決起大会などが開かれており、これに呼応するように請願数が伸びた⁽¹³⁾。営業税法改正では、業名により課税標準や税率を見直し、非常特別税法による増税分を引き下げられた。

ハ 第 31 回（大正 2 年）

大規模行政整理の結果生じた国庫の余裕により、税制整理を行い国民負担の軽減を図ろうとする議論が起こった。政府は明治 44 年に臨時制度整理局を設置し、この臨時制度整理局の提案を基に政府は課税標準の見直しや税率の引下げ等を行う営業税法改正法案及び超過累進税率の採用や免税点の引下げなどを盛り込んだ所得税改正法律案を第 30 回に提出するが、貴族院で会期満了となったため、第 31 回に再提出した⁽¹⁴⁾。

営業税に関しては、営業税を「悪税」の最たるものとして軽減だけではなく廃止を求める運動が全国で起こり、請願も多数提出された⁽¹⁵⁾。

地租に関しては、営業税や所得税の減税に触発されて衆議院が田畑の地租率を 4.7%から 4.5%へ引き下げる地租条例改正法律案を提出、成立しており⁽¹⁶⁾、この流れ

に呼応するように請願が提出された。所得税に関しては、地租や営業税とは違い請願が提出されていない。日露戦後の税制整理の機運に合わせて請願が急増しているのだが、営業税と比べて運動団体が少ないためか、所得税はそれほど請願の件数が増えていない。

ニ 第 36 回、第 37 回（大正 4、5 年）

大正 3 年に勃発した第一次世界大戦の影響で米価が暴落し、農村部を直撃した。これを救済するために米価調整を求める声が上がった。そのため、政府は大正 4 年に米価調節調査会（会長河野広中農商務大臣、副会長渋沢栄一、外に大蔵、内務、農商務の官吏などから組織）を設置し、米価の恒久的・臨時的調節策について審議した。そこでの決議を受けて、地租のうちの田租第 1 期分を延納する法律が提出された。

このような背景で出された請願は、米価調整を要望するもののほか、地租に関する請願が急増した。

4 小括

以上、帝国議会に出された請願を分析した。帝国議会は、開会当初から地租軽減を主要な目的としていたため、初期議会から地租に関する請願が多く出されていた。また、明治 29 年に営業税が国税化されると、その課税標準などを巡って営業税廃減税運動が起きた。基本的に税に関する請願は、増税のタイミング、急激な景気の変化によるタイミング、及び税制見直しが始まったタイミングで提出されていたのが確認できた。特に税制見直しに関するタイミングでは、税法草案に影響を与えようという請願（第 22 回）と通過成立を促そうとする請願（第 26 回）と二つのタイミングがある。

第2 税務執行機関に対して出された請願

1 税務署・税務監督局（税務管理局）の請願への対応

憲法により請願権が規定された上、請願に関する正式な取扱手続が作成・公布された場合、請願者が政府官庁、特に宮内省に殺到することが危惧されたため、明治憲法の公布直後、天皇や行政に対して提出される請願の取り扱いについては法制化されなかった。

しかしながら、それでも請願は出されていたようであり、明治31年6月に大蔵省主税局が「税務通信内規」を定めた。税務管理局・税務署創設間もない時期から情報収集の一環として請願・陳情にも注意が払われていたことが分かる。

「税務通信内規

第一条 税務通信ハ定規ニ依レル事務ノ各報告及計算統計書ニ属スル報告ノ外尚各局間ノ気脈ヲ通シ税務執行上ノ便利ヲ図リ又ハ処理上参考ニ供スヘキ事項ヲ定時若シクハ臨時ニ報告スルモノトス

第二条 通信ハ分テ普通及特別ノ二類トス

普通通信ハ税務上常ニ注意ヲ要スル事項及通例其情況ヲ知悉スルコトヲ要スル事項ニ就キ定時ニ報告スルモノトス

特別通信ハ臨時ニ發現セル事項ニ就キ特ニ報告スルモノトス

第三条 普通通信ニ属スル事項概ネ左ノ如シ

- 一 土地売買価格ノ高低及農産收穫ノ実況
- 一 物価及金利ノ昂低並金融ノ景況
- 一 商業工業等盛衰ノ景況殊ニ課税物件ニ及ボスベキ関係
- 一 運輸交通ニ関シ課税物件及被税者ニ及ボスヘキ影響
- 一 課税物件ノ消長及其原因

- 一 滞納者及犯則者ノ多寡及其原因
- 一 課税物件ニ関シ設置セラレタル団体又ハ組合等ノ概況

- 一 常ニ交渉スル他官衙及公衙ノ税務局署ニ対スル状態

特別通信ニ属スル事項概ネ左ノ如シ

- 一 物価及金融其他商工業ニ於ケル急激ナル変動及其兆候

- 一 税務上特殊ノ事項ヲ生シ人民ニ異常ノ感触アルトキ其状況及処分方法等

一 税務ニ関シ人民ヨリ重要ナル請願若シクハ陳情等ヲナサントシ又ハ為シタルトキ其事実ノ要略

- 一 課税物件ニ関シ新ニ団体又ハ組合等ノ設置セラレタルトキ其旨趣及状況並ニ利害

- 一 法規ノ制定改廃又ハ課税処分等ニ関スル集会演説又ハ其他新聞雑誌ノ評論等其旨趣要領

- 一 課税ニ関シ新ニ起レル障碍其他諸般弊風ノ発生及特殊ナル反則者

- 一 課税物件ニ影響スベキ天災事変ノ概況

第四条 普通通信ハ每一ヶ月ニ（但シ其異動ナキ事項ハ此限ニアラス）特別通信ハ其事件発生ノ隨時ニ之ヲ報告スヘシ尚前条掲載各事項ノ外税務ニ関シ利害ノ関係アルモノ及参考ニ資スヘキモノハ総テ此通信内規ノ趣旨ニ遵ヒ隨時報告スルヲ要ス

報告ハ可成簡明ニ其事実ヲ悉スヲ要ス

第五条 主税局ハ警告又ハ予告ノ必要ニ随ヒ又ハ管理局ノ通信ニ依リ各管理局ノ全部若シクハ一部ニ向ヒ報告ヲ發シ又単ニ参考ニ資スルコトヲ計ルベシ

第六条 各管理局間利害関連スル事項ニ就キテハ相互ニ通信報告セラル、コトヲ要ス

第七条 通信ハ凡テ簡明ナル書式ニ依

り普通文書ト區別シ易カラシメ且秘報又ハ急報ニ属スルモノハ必朱ニテ「秘」又ハ「急」ト標記スルヲ要ス其特ニ至急ヲ要スルモノハ電報スベシ」⁽¹⁷⁾

税務署・税務監督局（この時は税務管理局）間の意思を疎通し、情報を共有するため税務通信が設けられた。この税務通信は、管内の土地売買価格や農作物の収穫状況などに関する普通通信、物価や商況などに関して異常な動きがあった場合に行う特別通信とに分かれており、請願・陳情類は、特別通信の内に含まれていた。普通通信が月1回の定期の報告であるのに対し、特別通信は事件発生の随時に報告することとされており、迅速な報告が求められている。

なお、この税務通信は、すぐに見直しが行われた。

「本年六月二十二日付主秘第七五二号税務通信内規中普通ノ事項ハ毎月報告ニ接スルノ必要少ナク且曩ニ御申出ノ次第モ有之候ニ付今般別紙之通更定候条向後右ニ依リ通信方御取扱相成度此段及内牒候也

追テ同会議ニ於テモ申述候通り各地ニ於テ発生セル事件ハ其事実ノミハ当局ニ於テ早く領知致度候ニ付是ハ所在地税務署ヨリ貴局ニ通信スルニアラサレハ或ハ時機ヲ失スル場合モ可有之候間向後ハ無洩報告セシメラレ迅速通信相成度此段併テ申進候也

（中略）

税務通信内規

第一条 税務ニ関スル重要ノ事項及税務執行上参考トナルヘキ事項ハ随時報告スルヲ要ス其事項概子左ノ如シ

一 物価及金融其他商工業ニ於ケル急激ナル変動及其兆候

一 税務上特殊ノ事項ヲ生シ人民ニ異

常ノ感触アルトキハ其状況及処分方法等

一 税務ニ関シ人民ヨリ重要ナル請願若クハ陳情等ヲナサントシ又ハ為シタルトキハ其事実ノ要略

一 課税物件ニ関シ新ニ団体又ハ組合等ノ設置セラレタルトキ其旨趣及状況並利害

一 法規ノ制定改廃又ハ課税処分等ニ関スル集会演説又ハ其他新聞雑誌ノ評論等其旨趣ノ要領

一 課税ニ関シ新ニ起レル障碍其他諸般弊風ノ発生及特殊ナル反則者

一 鉄道布設道路開鑿等ニ依リ課税物件ニ及ホスヘキ影響

一 課税物件ニ影響スヘキ天災事変ノ概況

第二条 主務局ハ警告又ハ予告ノ必要ニ随ヒ又ハ管理局ノ通信ニ依リ各局ノ全部若クハ一部ニ向ヒ報告ヲ発シ又ハ単ニ参考ニ資スルコトアルヘシ

第三条 各管理局間ノ利害関連スル事項ハ相互通信スルコトヲ要ス」⁽¹⁸⁾

史料中「同会議」とあることから、税務管理局長会議の結果を踏まえた通牒であると考えられる。そこでは、普通通信は毎月の報告を要するほど必要な情報ではないと判断され、廃止された。しかし、特別通信相当部分に関する項目は、引き続き税務通信として迅速な報告を求められた。物価・商況などの急激な変動や天災と同様に、請願も早く把握しようとしたのである。この時点では、請願を含め重要な情報を淘汰・収集しようとしていたのが確認できる。

2 請願運動の盛り上がりへの対応

先に確認したように、請願は共通情報として税務署、税務監督局、ひいては大蔵省主税局で共有する情報として認識されていたが、実際は、うまく機能していなかったようであ

る。

先に確認した第 37 回（大正 5 年）での請願の盛り上がりを受けて、以下の通牒⁽¹⁹⁾が発遣された。

「従来租税法規ノ改廃及税務取扱ノ変更等ニ関シ、政府又ハ帝国議會ニ対シ請願陳情ヲ為サムトスル者アルトキハ、其ノ時々各局ヨリ狀況ノ申報ヲ受クルコトト相成候処、中ニハ何等ノ通信ナキ向モ有之為ニ其ノ処置ニ付支障ヲ生スル場合不尠候条、今後若シ右等ノ請願又ハ陳情ヲ為サムトスル者アルトキハ、速ニ其ノ主張ノ要旨及運動ノ狀況ヲ調査シ、可成時機ヲ失セサル様御申報相成候様致度。此段及通牒候也」

この通牒が発遣された直後、税務監督局から管内税務署へも以下の内訓⁽²⁰⁾が発遣された。

「税務執行ノ狀況及之カ参考トナルヘキ事項ハ、規定ニ基キ時々各署ヨリ報告又ハ通信ヲ為スヘキ筈ノ処、従来租税法規ノ改廃及税務取扱ノ変更等ニ関スル集会演説、其ノ他新聞雑誌等ノ評論、或ハ政府又ハ帝国議會若ハ本局等ニ対シ請願、陳情ヲ為シ又ハ之ヲ為サムトスル者アルモ、中ニハ其ノ狀況等ニ付テ何等報告通信ナキ向有之為ニ之カ処置上ニ諸種ノ支障ヲ生スル場合不尠。就テハ将来請願又ハ陳情ヲ為サムトスル者アルトキハ、其ノ主張ノ要旨及運動ノ狀況ハ勿論、税務執行ノ狀況及之カ参考トナルヘキ事項ニ付テハ、其ノ時機ヲ失セス報告又ハ通信ヲ為スコトニ深ク留意スヘシ」

前節でも述べたが、急激な米価の低落により、地租に関する請願が急激に増加していた。米価の低落及びそれによる経済界の混乱が急

速に起き、本来なら税務署や税務監督局から経済状況や請願・陳情などに関する情報が通信されるはずであったが、報告が追いついていない状況が窺える。

3 請願令の制定

なお、政府は大正 6（1917）年に請願令を制定した。天皇及び皇室や行政組織への請願の提出規則の制定は、明治憲法制定以降何度か議論されてきていたが、先述したように請願が殺到することを恐れてなかなか実現されていなかった。しかしながら、実際に天皇などへの請願が後を絶たなかったため、罰則規定も盛り込んだ請願令が大正 6 年に制定された⁽²¹⁾。

請願令は、基本的には議院法と同様の内容であったが、「相当ノ敬礼ヲ守ラス又ハ本令ノ規定ニ違反スル請願書ハ之ヲ却下（第 12 条）」の上、文書でもって行うこととされ（第 2 条）、かつ基本的には郵便で提出すること（第 10 条）が規定された。そのため、「請願ニ関シ官公署ノ職員ニ強テ面接ヲ求メタル者（第 15 条）」や「行幸ノ際沿道又ハ行幸地ニ於テ直願ヲ為サムトシタル者（第 16 条）」は処罰された。また、この他にも罰則規定が議院法よりも細かく規定されており、「請願ヲ為サシムル為他人ヲ誘惑若ハ煽動シ又ハ名義ノ何タルヲ問ハス請願ニ関スル運動ノ為金銭其ノ他ノ利益ヲ收受シ、要求シ若ハ其ノ收受ヲ約束シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス（第 17 条）」事も規定された。

ここで注目されるのは、「請願ニ対シテハ指令ヲ与ヘス（第 13 条）」として、提出された請願に関しては、その処理結果について報告することはない、と規定したことである。

また、請願令の公布を受け、内閣総理大臣及び内大臣宛の請願の処理方法を規定した「請願文書処理規程」も制定された。これは、「本年四月請願令公布セラレ其ノ実施ニ伴ヒ請願書処理ノ画一ヲ期スル為茲ニ請願令公布

前請願書処理ノ方法ト請願令ノ規定トヲ彼此照合シテ請願文書処理規程ヲ起草シタリ」と、その制定理由が記されているが、「画一ヲ期ス」ことを目的としていることから、大蔵省をはじめ他の省庁もこの規程に準拠して処理をしていくこととなったと考えられる。

この規程では、内閣総理大臣宛の請願は、基本的に内閣書記官が処理することとされ、内閣書記官が処理案を起草して、内閣総理大臣の決裁を経ることとされた⁽²²⁾。

また、相当の敬礼を払っていなかったり、請願令の規定に違反していたりする請願を提出者に却下するときの手順が定められている。第2条では、「請願令第十二条ニ依リ却下スヘキ請願ハ内閣書記官長ヘ口頭経伺ノ上内閣書記官左ノ書式ニ依リ附箋ヲ以テ之ヲ却下ス」と、却下する前に、内閣書記官長ヘ口頭で伺いを立てた上で、附箋を付けて却下することとされた。更に、第2条の但書では「請願令第十二条但シ書ノ場合ニ於テハ内閣書記官長ヘ口頭経伺ノ上内閣書記官附箋ニ其ノ事由ヲ示シテ請願者ニ返付ス」とされた。請願令第12条但書（文字不鮮明の場合や、法人の請願の場合の代表者の署名捺印等の不備、請願者が未成年若しくは禁治産者の場合において代理の事由、法定代理人の族籍、職業、署名捺印等の不備、代署者の場合の代署の理由、族籍、職業、署名捺印などの不備といった規定違反の場合は、却下しないこともあるという規定）の場合は、附箋に不備の点を記入して、却下ではなく返付するというのである。

これは、同規程の説明文によると、「(上記請願令第12条但書の)規定ニ違反シタルトキ之ヲ却下スルハ甚タ氣ノ毒ナルノミナラス請願令第十二条但書ニ依リ之ヲ却下セサルコトヲ得ルナリ」という理由で設けられた処置であり、訂正箇所及び訂正理由を附箋で明記して「返付」するのであり、請願者の立場を加味した対応といえよう。

天皇への請願は、内大臣府へ郵送することとされ、内大臣が請願について天皇に「奏聞」し、天皇の旨を受けて処理を行っていく（請願令第10条、第14条）。この「奏聞」を経た請願は①「参考ノ為送付セラルルモノ」、②「審議ノ為下付セラルルモノ」のいずれかとして、内大臣から内閣総理大臣へ送付される。この違いは、請願の内容が参考程度にとどまるものなのか、比較的重要な内容なのかで分けられており、送付方法も異なってくる。すなわち、内閣官制により、天皇から内閣総理大臣へ「下付」された請願は閣議を経ることを要するため、内容が軽微で参考程度の請願については閣議を要しない「送付」としたのである。内大臣から請願を受け取った内閣総理大臣は、参考の為送付されたものについては、内閣書記官が処理をしていき、内閣総理大臣が決裁を行う。決裁を行ったもののうち、「重要ニシテ内大臣ニ回報ノ必要アリト認メララルルモノ」は規定の書式によって内大臣へ回報される。

一方、②については、内閣書記官、あるいは主管部局が起草案を作成し、法制局に送付して閣議に付され閣議決定を見た後、結果を内大臣に回報することとなった。

基本的には、大蔵省でも同様の対応が取られていたと推察される。

4 税務相談所の設置

税務署、税務監督局で請願を受理しても、管内でこういった声が上がっているという執務上の参考情報として認識されていたにすぎない。ところで、大正時代に入ると「税務行政の民衆化」のスローガン⁽²³⁾の下、納税者の要望や不平に直接答える機関が設置された。

「相第六号

大正十二年四月十四日

東京税務監督局内 税務相談部
税務署長殿

税務相談部設置ニ関スル件

別途通達ノ如ク本月一日ヨリ当局内ニ税務相談部ヲ設置シ、税務ニ対スル不平不満質疑等ニ対シ懇切ナル応答指示ヲナシ、以テ税務ニ於ケルノ緩衝機関トナシ居候処、今般別紙ノ如ク高崎署長ヨリ同署内ニモ同種ノ相談部ヲ開設シタル旨申報有之、洵ニ機宜ニ適シタル施設ト認メラレ候（中略）從テ現今署ニ於テ之カ施設ヲナス場合ハ、可成署長自ラ之ニ當ルヲ要スト認メラレ、此ノ点ニ於テ高崎署ノ施設ハ當ヲ得タルモノト認メラレ候、不取敢別紙相添

右通信候也

庶第二三一号

大正十二年三月二十一日

高崎税務署長

東京税務監督局長殿

税務取扱方改善ニ関スル件

（前略）本日東京刊行新聞ノ報スル所ニヨレハ、本局ニ於テハ四月一日ヨリ税務相談部開設ノ由ニ有之候ニ付、当署ニ於テモ之ニ倣ヒ左記ノ揭示ヲナシ、且管内各市町村ニ其旨通達シ、以テ国税賦課徴収ニ関スル一切ノ不平質疑ニ対シ署長親ラ説明ヲナシ、以テ税法知識ノ普及ヲ計リ、且ツ取扱上ノ指針トナス見込ニ有之、署員ニ対シテハ一層納税者ニ対シ親切第一ヲ標語トナシ、徹底の民衆化ノ覚悟ヲ以テ懇切丁寧ナル応接ヲナスヘキ様訓示致候

右申報候也

（揭示文案）

納税上ニ関シ不明ノ点アル方、若クハ課税上ニ付不服アル方ハ、御遠慮ナク当署ニ御出ノ上、直接署長ニ御相談下サイ、親切ニ御答致シマス」（24）

税に対する不平不満質疑等に対して「懇切

ナル応答指示」をすることによって「税務ニ於ケルノ緩衝機関」となる税務相談所が大正 12 年に東京税務監督局を皮切りに各税務監督局に設置されたのである。更には局だけではなく一部の税務署でも同様の機関が設置された。納税者からの不平不満質疑等について直接回答する機関として設置されたのだが、どのように受け止められたのであろうか。

「税務相談部状況

当局税務相談部は大正十二年三月開始に先ち、本部開設の趣旨を都下著名新聞紙上に発表して相談部設置の趣旨を広く周知せしめ、同年四月一日開始以来応接は懇切丁寧に処理は最も迅速を旨とし、以て、所期の目的を達成せむことに努めたる結果、本部の開設と其の趣旨とは漸く一般に認識せらるるに至り、之を利用するもの漸次多きを加ふるに至れり。而して、本部の開設は社会的に極めて良好なる反響を与へたるものの如く各種階級の人々皆口を極めて其の適切な施設たることを賞讃するに至り、相談の為め来訪せる者も書面にて相談せる者も等しく其の懇切なる取扱振に満足せるもの、如く見受けらる。而して本部の開設は単に納税者をして満足せしめたるに止まらず、其の副産の効果とも称すべきは税務行政執行の実状か如実に反影すること、なり、一般税務の施設上の参考となりたる点亦尠からざる実状にして、取扱件数も開設以来漸次増加の趨勢を示し、殊に大正十二年震災後に於ける租税減免の申請其の他の手続等に関する取扱に付ては、特に東京市内横浜等の枢要地点十四ヶ所に臨時出張所を設けて震災被害者の諸税減免の申請手続き其の他の取扱をなし、自大正十二年十一月、至大正十三年一月の期間に於ける取扱件数は実に五万件を突破するに至れり。爾後震災減免税事務

の一段落を告ぐると共に取扱件数も漸次平常に復し、本年に入りては営業税の申告時期及決定後、第三種所得税の申告時期及決定後等相談件数も相当数に上り、将来本部を利用せむとする者次第に増加すへき見込みなり（後略）」⁽²⁵⁾

また、各新聞でも税務相談所の設置について好意的に紹介されていたようである。

「東京税務監督局は四月一日から局内に『税務相談部』を設けて民衆のために解放してゐる。相談所は納税者の不平不満に答へ、その他税務については何んな相談にも応ずることとなつてゐるが未だ税務季節に入らないのでまだ相談者は多くない、相談部ではこの間に看板を掲げ施設も整へ役員も決定して五月の営業税査定定期までには十分準備を整へることにしてゐる。一日から二日午前中までに来た相談の内容は、共に納税額についての不平不満であつた。中には小樽からわざわざ上京して来た人もあつた。不平不満の原因は殆ど税務智識に理解を欠いた所から起るものと、税務吏対納税者の感情の行違ひから来たものであつた。相談部員はこの実務の試みによつて『官吏の衣を脱いで打寛いた人として話し合ふこと』が有効であることを確乎と経験することが出来たといひ實際その人間同志として、相談に応じたいといつてゐる。相談部はホントに未だ試みの時代であるから成績さへ良ければ、此の後丸の内ビルディングの如き納税者が多数に集つてゐる場所へは、特別出張所を設け、更に須田町、広小路の如く、交通の頻繁の場所にはポリスポックスに似た街頭相談所をも置いて相談部の仕方を徹底させ将来は、全国の税務監督局にもこの施設を図つて全国的に連絡の

ある機関とする希望を持つて居る。併し施設の目的は飽まで民衆のものとして現れるのであるから相談に来ることが出来ない人は、通信や通話機関をも利用して、成るべく便利に相談の目的が達しられるやうに計画されて居る」⁽²⁶⁾。

東京税務監督局内での税務相談部開設直後に、小樽から相談に訪れる人がいるなど、広く興味を持たれていたことが伺える。また、副次的に税務行政への影響も見られたことを報告されている。「緩衝的機関」としては、成功していると考えられる。

更には、また所得税の所得申告書には大正14年より「税務署への希望」欄が設けられた。これは、自身の所得金額を申告するついでに、税務署に対して自由に意見を述べる事ができる欄であつた。

このように、税務監督局、税務署の側からも積極的に納税者の声を聞こうとしていたのである。

5 小括

税務執行機関での請願は、調査などには悪影響を及ぼさないよう処理に注意され、情報共有のツールと位置付けられた。特に政策立案機関である大蔵省主税局は、税に関する請願の動向について、迅速に報告するよう求めていた。大正5年の通牒が示すように、予期せぬ経済変動が起きたのにもかかわらず、それに関する報告や急増する請願に関する通信が遅れると、大蔵省・税務監督局内で請願・陳情類の取扱方が再び注意される。迅速な把握が求められていたといえよう。

更に、この時期に相まって税務相談部の設置がなされた。これは、税務署では請願により調査の悪影響を注意されていたことを考えると、税務監督局、税務署に設置された納税者の要望不平の窓口、「緩衝機関」として評価することができるだろう。大正期のデモクラ

シーの風潮、税務の民衆化の風潮も相まって、この時期が税に関する請願の転換点であったといえる。

第3 請願と税制改正

一 大蔵省主税局での取扱い

これまでは、請願を情報提供の道具として共有していた状態を確認した。政策立案機関である大蔵省主税局は、請願に関する情報を迅速に収集することを求めた。税務執行機関である税務署や税務監督局では、これら請願やその周辺の情報を上局に迅速に報告することを求められたが、受理することによって税務調査に悪影響を及ぼさないことに注意を払っていた。

ところで、大蔵省では請願を編綴している場合があった。それは、どのような場合に行われたのであろうか。これらの史料は、此尾区立公文書館所蔵の『昭和財政史資料』の中に含まれている。『昭和財政史資料』は、大蔵省が『昭和財政史』を編纂する際に、参考資料として収集された史料群である⁽²⁷⁾。大蔵省の公文書は、大正12年の関東大震災で焼失しており、この損失を補うため、昭和8年頃より大蔵省各局課で当面不要とされた文書を収集し、主題や年代別に分類してまとめられている⁽²⁸⁾。この史料を使用して、次に請願と税制改正との関係を分析していく。

1 議会对策資料

主税局が請願・建議類をまとめることは帝国議会開会当初からあった。それは帝国議会での想定問答の一部として作成された「議会参考資料」の中に含まれている。ここでは、来る帝国議会で争点となりそうな議題についての想定問答をまとめているのであるが、租税だけでなく予算や関税等、大蔵省の管轄する問題全般にわたってまとめられている。

これに対して請願や建議を一つのテーマと

してまとめた資料として、大正6年に大蔵省主税局国税課が作成した「第39回議会参考書 内国税ニ関スル請願又ハ建議等問題トナリタル事項ニ対スル意見」がある。

これが、確認できた範囲での議院提出法案及び請願・建議類を単体でまとめたものの初見である。この史料は、税目ごとに議院作成法案や建議、請願についてその法案提出理由や要旨、それに対しての大蔵省の省議や閣議決定及びその理由を掲載したものである。以下、参考に挙げる。

「地租

一、私立学校及公益法人ノ用地ノ地租ヲ免除スルコト

(本件ニ関シテハ別途省議決定ヲ求メツヽアリ)

法案提出ノ理由

一 私立学校ハ重大ナル国家ノ教育機関ニシテ大ニ公益ノ為ニ尽ス点ニ至リテハ官公立学校ト敢テ径庭ナキヲ以テ私学保護ノ為免租スルヲ相当トス

二 前号ノ国家ノ公益ニ尽ス所ノ重大ナル機関ナリト云フ精神ヲ聊カ拡充シテ日本赤十字社、済生会及之ニ類スル公益法人ヲモ免租スルヲ相当トス

右法律案ノ結果及意見

一 衆議院ハ通過シタレトモ貴族院ニ於テハ公益法人ノ範囲拡大サルルノ憂アリトノ議論多ク遂ニ握リ潰シノ運命ニ終レリ

二 大蔵省ニ於テハ目下免租スヘキ公益法人ハ日本赤十字社、済生会ノ外認ムルヲ得ストノ意見ヲ以テ提案シタレトモ法文ノ体裁ヨリシテ将来其ノ種類ノ拡張サルハ嫌ハレハ政府ヨリ提出スルコトハ見合スノミナラス議會ヨリ提出スルコトアルモ猶此意

味ニ於テ反対スルコト

一、地租率ヲ低減スルコト

請願ノ要旨

従来地租ハ百分ノ二箇半ヲ定率トセシニ日清、日露兩役ノ結果トシテ非常ニ増加シ其ノ後二階ノ減税アリタルモ何レモ輕少ナルヲ以テ未タ農民ノ負担過重ナル其ノ比ヲ見サルヲ以テ課率ヲ低減セラレ度ト云フニアリ

省議決定ノ要旨

農業者ノ負担スル地租ハ商工業者ノ負担スル營業稅トノ權衡及國庫財政ノ狀況等ヲ調査シテ決定スヘキモノナレハ直ニ採用シ難ク稅制整理ヲ為ス場合アラハ其ノ參考ト為スヘキモノトス

(説明)

非常特別稅法施行當時ニ比シ現今ニ於ケル減稅割合ハ地租一割八分二厘、北海道地租二割、所得稅一割九分八厘、營業稅算割四分九厘ノ減トナレリ

一、田畑地価ヲ修正スルコト

請願ノ要旨

一 地価ハ維新草創ノ際ニ標定サラレタルモノニシテ全國ヲ通覽スルニ公平画一ナラス輕重ノ差最モ甚タシキモノアリ

二 數回ノ特別地価修正アリタレトモ實地調査ヲ為サ、ルカ故ニ事實ト懸隔セルモノ少ナラス加之近來交通機關長足ノ進歩ハ都鄙顛倒ノ變ヲ呈シ益不公平ヲ甚タシカラシム

省議決定ノ要旨

田畑ノ地価ハ時勢ノ變遷ニ依リ幾分ノ變動アルハ事實ナルモ今巨額ノ費用ヲ投シテ全國ニ涉リ地価ヲ修正スル程度マテ不權衡トナリ居ルヤ否ヤハ調査ノ

上ニ非サレハ判明セス若シ必要アリトスルモ之カ地価修正ヲ為スニ付テハ巨額ノ經費ヲ要シ現下ノ財政狀態ニ在リテハ実行スルコト能ハス

(中略)

所得稅

一、山林伐採ノ所得ニ對シテハ他ノ第三種ノ所得ト区分シ特別ノ稅率ヲ適用スルコト

請願ノ理由

(イ) 山林ハ植栽後五十年乃至七十年ノ歳年月ヲ閱スルニアラサレハ收益ナキコト

(ロ) 山林ハ植林後收益期ニ至ル間ニ於テ二回乃至三回相續稅ヲ賦課セラルハコト

(ハ) 現時山林ノ所得ハ收入ノ百分ノ七十乃至八十ヲ以テ所得高ヲ計算セルモ實際ノ所得ニ伴ハサルコト

(ニ) 山林ノ所得ヲ五千元ト假定シ單獨ニ稅率ヲ適用スルトキハ二百十五円ニ過キサルニ之ヲ他ノ所得一萬元ニ合算シ課稅スルトキハ五百円トナリ二百八十五円ノ過当ナル負担トナルコト

一、本件ニ關スル閣議決定ノ要旨 (大正四年九月閣議決定)

山林伐採ノ所得中長期ノ伐採ニ係ルモノニ付テハ請願者ノ言フカ如ク稅率適用上多少ノ不權衡ヲ來スコトアリト雖雜木伐採、輪伐、間伐ノ如キニ至リテハ毎年又ハ極メテ短期ノ年間毎ニ所得ヲ生シ毫モ他ノ一般ノ所得ト其ノ發生ノ狀況ヲ異ニセス故ニ此等ト区分シテ獨リ長期ノモノニ對シ別箇ノ課稅ヲ為スハ実行頗ル困難ナルノミナラス山林以外ノ所得ニ在リテモ長期ニ涉リテ所得ヲ生スルモノ (鉾業、真珠養殖業、土地売買、会社) アルヲ以テ此等トノ權衡ヲ顧

慮セサルヘカラサルモ要スルニ本件ハ税率適用上ノ問題トシテ研究ヲ要スヘキモノアリト認メラルヽヲ以テ将来税法改正ノ際ニ於ケル参考ニ供スヘキモノト認ム」⁽²⁹⁾

請願・建議等への対応は閣議、省議による是非の回答のほか「将来税法改正ノ際ニ於テ参考ニ供スヘキモノト認ム」という対応がある。基本的には、財政状況などから判断して「採用シ難シ」と判断されているが、採るべき内容があった場合には、将来の税法改正の参考に供しようとしていたと考えられる。

第39回は、第38回での衆議院解散による総選挙の結果、大正6(1917)年6月21日に召集され、翌月15日に閉院した特別回であった。この議会での主要な争点は第一次世界大戦やロシア革命への対応問題であった。このような時期に大蔵省主税局がこのような史料を作成したのは、請願令施行に伴い、それまで大蔵省に出されていた請願類を対議会参考としてまとめるためと考えられる。

2 大正15年の税制改正

更に時代が下ると、請願や陳情類を一つにまとめた資料を作成するようになる。大正13年に大蔵省主税局が「大正十二年以降提出陳情請願建議等ニ関スル調」を作成した。以後、同名称の史料がほぼ毎年作成されるようになり、これらがまとめて編てつされている。編さん事業に向けて編てつされているため、様々なものが収録されており、議会に提出された請願への対応の覚書なども含まれているが、『昭和財政史資料』所収で最初期にまとめられたと考えられる箇所構成は以下のとおりである⁽³⁰⁾。

- 一、第四十六議会ニ於ケル法律案、建議、質問及希望決議ニシテ今後調査ヲ要スル事項調（主税局調査課）

大正十二年六月五日

- 二、大正十二年九月以降提出ニ係ル建議請願（不採用ノモノ）意見書

大正十三年十二月十日

- 三、大正十二年十二月以降法律改廃ニ関シ受理シタル請願、建議、陳情及之ニ対スル当局ノ反対意見

大正十三年十二月十二日

- 四、大正十二年以降提出陳情、請願、建議等ニ関スル調（主税局国税課）

大正十四年五月二日

- 五、同上（訂正ノ分）

- 六、同上 昭和二年二月一日

- 七、同上 昭和三年一月二十日

- 八、同上 昭和三年四月二十日

一、の項目は前節で確認した議会对策資料の延長上のものである。

二、の「大正一二年九月以降提出に係る建議、請願等（不採用のもの）意見書⁽³¹⁾」（史料1）は欄外に「一三、一二、一〇日」と書かれており、大正13年12月10日に作成されたことが分かる。この史料は、「東京市所在倉庫ニ貯蔵中焼失シタル沖縄産糖消費税免除ニ関スル請願、震災前査定ニ係ル砂糖消費税徴収猶予期間延長ニ関スル請願」など大正12年9月1日に発生した関東大震災に関する救済を求める請願をまとめたものであり、特に消費税系に対象を絞ったものである。

また、三の「大正十二年十二月以降法律改廃ニ関シ受理シタル請願、建議、陳情及之ニ対スル当局ノ反対意見⁽³²⁾」（史料2）という史料も、欄外に「一三、一二、一二日」と書かれており、大正13年12月12日に作成されたものである。これも酒税（飲酒禁止、味醂白酒の免許など）、売薬税廃止などの間接税の税法改正に関する請願を収録している。

これらの請願についての当局の対応は、ほぼ「採用シ能ハサルモノト認ム」「採用シ難シ」となっている。しかし、「大正一二年九月以降提出に係る建議、請願等（不採用のもの）意見書」には、奢侈税の創設を求める請願が含

まれており、それに対しては前向きな態度を示している。

一から三の資料は、それまでの延長上で議会対策用に作成されたもの、若しくは提出された請願や建議に対しての反ばくの材料として収集・作成されたものと考えられるが、四以降はそれとは違う目的で収集されたと考えられる。

この中で目を引くのが、四以降の「大正十二年以降提出陳情請願建議等ニ関スル調」(史料 3)である。この史料は、主税局国税課で作成されており、恐らく大蔵省(大蔵大臣や官僚も含む)に提出されたものをまとめたと推察される。

史料 3 での請願等への対応を見ると、「一般税制整理ヘノ参考」というものが多い。それまでは、「税法改正」への参考という表現が見られたが、より大規模な税制整理を想定してこの史料が作成されたことが考えられる。

史料 3 の作成背景を確認すると、第一次世界大戦終結による反動不景気や関東大震災発生などによる経済の停滞に対して、行財政整理の断行が求められるようになった時期であった。特に税制は、日露戦争の非常特別税法から抜本的な税制改正が行われておらず、しかも、明治期から大正期にかけては産業構造も大きく変化していたため、大規模な税制整理が内外で求められた。

明治後期にも、税制整理委員会などが設置されたが、大正時代に入ってから、各内閣で内閣総理大臣、あるいは大蔵大臣の下に財政や税制に関する諮問機関が設置されるようになった。

大正 14 年の段階の税収割合を見ても、明治期には 20%以上を常に占め続けていた地租は 8%弱まで落ち込み、所得税が約 24%(ただし、法人所得税も含む。)を占め、酒税も 20%強を占めていた。このような現状を踏まえ、税体系、特に直接税の見直しが急務となっていた時期であった。

そのような背景で、大正 14 年 4 月に大蔵省内に税制調査会が設置された⁽³³⁾(会長・浜口雄幸大蔵大臣、以下、内閣、大蔵、内務の官吏を委員とする)。

「我国現行ノ租税制度ヲ整理シ国民負担ノ公正ヲ図ルヘキ必要アルコトハ夙ニ一般ニ認メラレ曩ニ臨時財政經濟調査会⁽³⁴⁾及大蔵省ニ於ケル税制調査委員会⁽³⁵⁾等ニ於テ既ニ屢々論議セラレタル所ナルモ税制ノ整理ハ複雑至難ノ事業タルノミナラス其ノ財政上並ニ国民經濟上影響スル所甚大ニシテ慎重ナル考慮ヲ要スルカ為ニ未タ之カ実行ヲ見スシテ今日ニ及ヘリ然レトモ我国ノ税制ヲ整理スヘキコトハ方ニ喫緊ノ要務タルノミナラス今期議會ニ於テ政府ハ成ルヘク速ニ之カ実行ヲ図ルヘキ旨ヲ声明セラレタル次第ニモ有之此ノ際大蔵省ニ別案ノ如キ税制調査会ヲ設ケ税制全般ニ互リテ成ルヘク速ニ実行案ヲ作製セシムルコトニ御決定相成可然乎」⁽³⁶⁾

この税制調査会の設置目的は、原内閣時に臨時財政經濟調査会が設置されて以来、税制整理が議論されてきていたが、その実行を見ずに来ており、この懸案を解消するため、実行案を作成することであった。

なお、これとほぼ並行して大蔵省では税制整理方針と税制整理綱要を作成していた。

「国民租税負担ノ公正ヲ図ラムカ為ニ国税及地方税ヲ通シテ我国税制ノ整理ヲ実行スヘキコトハ方ニ喫緊ノ要務タルノミナラズ現内閣ノ最モ重要ナル政策ノ一ニシテ既ニ第五十議會ニ於テ政府ノ声明シタルカ如次期議會ニハ必ス之ヲ提案スヘキ必要ナリ是ニ於テカ曩ニ閣議ノ決定ヲ經テ大蔵省ニ税制調査会ヲ設ケラレ目下鋭意研究中ニ属スト

雖先ツ国税ニ関スル大体ノ整理方針ヲ決定スルニ非サレバ国税及地方税共ニ其ノ具体的整理案ヲ得ルコト甚ダ至難ナルヲ認メ大蔵省内関係官ヲシテ急速資料ヲ調査セシメタル上小官ニ於テ特ニ慎重ナル研究ト考慮トヲ加ヘテ別紙国税ニ関スル税制整理方針及税制整理綱要ヲ得タリ惟フニ税制整理ハ財政上並ニ国民經濟上影響スル所頗ル重大ニシテ之カ実行案ノ作成ニ当リテハ各種資料ノ蒐集調査ニ相当ノ時日ヲ要シ第五十一議會ニ之ヲ提案セムカ為ニハ一日モ速ニ国税ニ関スル大体方針ヲ決定シ此ノ方針ノ下ニ税制調査会ヲシテ国税及地方税ノ整理ニ関スル具体的実行案ヲ作成セシムルノ必要アリト認ムルヲ以テ国税ニ関スル税制整理方針及税制整理綱要速ニ別紙ノ通り御決定相成度」⁽³⁷⁾

税制整理を行うには各種資料の収集調査に相当の時日を要するために作成したと書かれており、この「大正十二年以降提出陳情請願建議等ニ関スル調」は、その時の参考資料として作成されたものと考えてのが妥当であろう。

ところで、この調査方針について浜口会長は以下のように述べている⁽³⁸⁾。

「現行制度の欠点を矯正し、国民の負担力に適應して公正なる課税を実現せしむべき制度を確立するに在ることは勿論にして、之と同時に能ふべくんば負担の軽減をも企図し度き希望を有するも、此の点は財政計画の關係上今日に於て決定するは困難なるが故に、本調査会に於ては大体に於て歳入総額に増減を来さしめざる方針を以て調査せられんことを望む。」

この方針の下に行われた調査では、それまで地租中心だった直接国税の体系の見直しなど、大幅な税制改正が目指されていた。

史料 3 の内容を見ていくと、まず地租の項目が出てくるが、まずは農村部の救済を求めるための地租委譲に関する請願が挙げられており、これについては他の税目や地方税との均衡を考慮した上で否定的な意見を述べつつ一般税制整理への参考としようとしていたようである。所得税の部ではまず、農業や漁業による所得算定についての請願が比較的多い。これらの請願に関してはほとんどが「一般税制整理ノ参考トスルコト」となっており、この時期に「国民の負担力に適應して公正なる課税を実現」させるために、広く納税者からの請願等を参考にしようとして、この史料が作成されたと考えられる。

この税制調査会は、税制整理綱要の追加案を作成した後大正 15 年 5 月に廃止された。しかし、それ以降も請願類をまとめた資料は作成されるようになる。その翌昭和 2 年 5 月には再び税制調査会が設置された。

「国民負担ノ適正ヲ期スルト共ニ地方自治体ニ独立ノ財源ヲ与ヘ其ノ財政ヲ確立セシメテ円満ナル発達ヲ促サムカ為ニ現行国税中地租ノ如キハ之ヲ地方ニ委譲スヘキコト之レ現内閣重要政策ノ一ナリトス然レトモ地租委譲ヲ断行セムカ為ニハ我国財政上其ノ他各種ノ方面ニ及ホスヘキ影響極メテ重大ナルモノアルヲ以テ慎重考究ヲ遂ケ万違算ナキヲ期スルノ必要アリ故ニ此ノ際大蔵省内ニ別案ノ如キ税制調査会ヲ設ケ地租委譲ノ具体的方法並ニ之ニ関連スヘキ直接国税ノ体系、地籍制度及地方税制度ノ改正等ニ関シ調査研究ヲ為サシムルコトニ御決定相成可然哉」⁽³⁹⁾

と、地租委譲を伴う国税と地方税との関係

体系の見直しや地籍制度の創設を目的としており、大正 14 年の時とは目的を若干異にしていた。なお、この翌月には「土地賃貸価格調査ニ関スル陳情請願等調」が作成され『昭和財政史資料』の別シリーズに所収されている⁽⁴⁰⁾。これが所収されているシリーズは土地賃貸価格調査等に関するものをまとめたシリーズであり、請願類の件名と請願者の名前を列記しただけのものであり、「大正十二年以降提出陳情請願建議等ニ関スル調」とは性格を異にしていると考えられる。いずれにせよ、地租委譲を大前提とした税体系の見直しが行われるのであるが、昭和 3 年 12 月に税制改正案が作成された。

「地方自治体ニ独立ノ財源ヲ与ヘ其ノ財政ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルト共ニ国税及地方税ヲ通テ根本的税制整理ヲ行ヒ国民租税負担ノ軽減公正ヲ期センカ為昭和六年度ヨリ地租及営業収益税ヲ国税ヨリ撤廃シ地方自治体ヲシテ土地及営業ニ対シテ相当ノ課税ヲ為サシムルコトシ差当リ経過的制度トシテ昭和四、五兩年度ニ於テ地租及営業収益税ノ軽減ヲ計ルノ方針ノ下ニ曩ニ大蔵省内ニ設ケラレタル税制調査会ヲシテ之カ調査ニ当ラシメタル処今回別紙税制整理案ヲ得タリ本件ハ急速具体的実行案ヲ作成セシムルノ必要アルヲ以テ右税制整理案別紙ノ通御決定相成度右閣議ヲ請フ」⁽⁴¹⁾

史料 4 は主税局国税課において昭和 3 年 4 月に作成されており、やはりこの税制調査会に向けての参考として収集研究されたものと考えられる。史料 4 を見ると、その構成が若干変わっており、最初に所得税の項目が並んでいる。所得税の項目に関しては史料 3 と同内容のものが見受けられる。これらは大正 15 年の税制整理以降も検討されてきた課題と考えられるが、その対応は「採用シ難シ」や「穩

当ナラスト認ム」などであった。地租については、大正 14 年のものと大体同じであるがちょうど土地賃貸価格調査事業が終了したタイミングということが反映されているのが伺える。

なお、この税制改正案を作成した後税制調査会はその目的を地租制度の改正に重点が置かれ、昭和 4 年 9 月に名称が地租改正委員会へ変更されることとなった⁽⁴²⁾。これは、国民負担の軽減を視野に入れた国税体系見直しを中心とする税制整理問題から、地租委譲を巡る地方制度、耕地整理制度改革へ論点が移ってきたことを表わしている。

これ以降は請願類を編てつしたものが確認できず、昭和 8 年まで時代が下がる(史料 5)。史料 5 が所収されているのは、『昭和財政史資料』の中でもまた別のシリーズに含まれている。この史料が作成されたタイミングは、折しも大蔵省内に「税制改正準備委員会」が設置されたタイミングであった。

「我国現行租税制度ニ適當ナル改正整理ヲ加ヘ国民負担ノ公正ヲ図ルト共ニ中央及地方ノ税制ヲ整備スルノ必要アリト認メラルル所税制ノ改正整理ハ国及地方財政並ニ国民經濟上影響スル所尠ナカラサルヲ以テ予メ之カ予備ノ為ニ慎重調査考究ヲ要スルモノアルニ付不取敢此ノ際大蔵省ニ別案ノ如キ税制改正準備委員会ヲ設ケ国税地方税ヲ通シ我国税制ノ全般ニ亙リ之カ調査ヲ進ムルコトニ致度」⁽⁴³⁾

このタイミングと重なって作成された史料 5 では、まず一般の部が設けられており、農村や中小営業者の請願が多い。これは、当時が農村恐慌の時期に当たり、経済状況を反映したものといえる。次いで所得税の部へと移るのだが、特徴は摘要欄に主税局側の意見が書かれていないことである。

【史料1】

昭和財政史資料 第2号第39冊2

大十二年九月以降提出ニ係ル建議請願(不採用ノモノ)意見書 (一三、一二、一〇日)

目録

- 一、東京市所在倉庫ニ貯蔵中焼失シタル沖縄産糖消費税免除ニ関スル請願
- 二、震災前査定に係ル砂糖消費税徴収猶予期間延長ニ関スル請願
- 三、製造場ヨリ引取りタル砂糖ニシテ焼失シタルモノノ消費税並輸入税免除ニ関スル請願
- 四、製造場ヨリ課税ノ上引取りタル織物及製造場ヨリ移出シタル酒類ニシテ焼失シタルモノノ消費税免除ニ関スル建議
- 五、織物課税標準価格引下方陳情
- 六、製造場ヨリ納税後引取りタル織物ニシテ倉庫ニ貯蔵中焼失シタルモノノ消費税免除ニ関スル請願(五件)
- 七、莫大小ニ対シ新税ヲ課セサルノ陳情(三件)
- 八、絹織物其他ノ奢侈品ニ対シ重税ヲ課セラレ度決議
- 九、庫内査定ニ係ル砂糖消費税免除ニ関スル理由書

砂糖消費税

建議請願ノ要旨

一二、一一、二八日

請願者 東洋製糖株式会社
台南製糖株式会社

請願ノ要旨

意見

沖縄ニ於テ生産シタル砂糖五百六十六万六千四百斤此税金二十八万三千三百二十円沖縄ニ於テ納税後東京市所在ノ倉庫ニ入庫シ置キタル処過般ノ震災ニ際シ悉ク焼失セリ元来沖縄糖ハ台湾糖ト異リ未納税ノ俛内地ニ移出スルコトヲ得サル關係上其ノ取引ニ関シ常ニ不利益ノ立場ニ在リ而モ尚ホ右焼失砂糖ニ付消費税ヲ納付セルハ莫大ナル損害ヲ蒙リタル会社ノ経営上到底其ノ負担ニ堪ヘサル所ナルヲ以テ之レカ消費税ノ免除ヲ受ケ度ト謂フニ在リ	本件焼失砂糖ハ台湾糖ヲ内地移入糖移入場指定倉庫ニ於テ査定ヲ受ケ其ノ引取完了前焼失シタルモノト其ノ事情類似シ同情スヘキ点ナキニアサルモ左ノ理由ニ依リ消費税ヲ免除スヘキモノニアラスト認ム (一) 法第四条ニ依リ正当ニ課税ノ手續ヲ了シタルモノニシテ法律上免税ノ規定ナシ(査定シタル後現実ニ沖縄製造場ヨリ引取りタルモノニシテ内地移入糖ノ焼失トハ其ノ事情異ルコト) (二) 内地移入糖移入場指定倉庫ニ現在シタルモノト異リ稅務官憲ノ監督ヲ離レタルモノナルヲ以テ其ノ焼失糖ニ関スル確認困難ナルコト (三) 若シ本件砂糖ニ対シ砂糖消費税ヲ免スルコトセハ他ニモ之ト類似ノ事例頻出シ際限ナキコト
---	---

(中略)

奢侈品税

建議、請願等ノ要旨

一二、九、二五日

東京商業會議所

決議要旨

意見

大災ニヨル經濟界ノ大打撃ヲ復興スルニ當リ華美ニ流レタル民心ヲシテ質実ニ転換セシムルノ一策トシテ吾人ハ此際国内消費ノ絹織物其ノ他奢侈品ニ対シ高率ノ禁止ノ重税ヲ課スルコトヲ要望シ一ハ以テ輸出増進ノ資ニ供シ一ハ以テ一般臥薪嘗胆ノ実ヲ拳ケンコトヲ望ム	税制整理ノ際充分考慮スルコト
--	-----------------------

【史料2】

昭和財政史資料 第2号第39冊3

大十二年十二月以降法律改廃ニ関シ受理シタル請願、建議、陳情及之ニ対スル当局ノ反対意見（一三、一二、一二日）

- 一、酒類釀造販売及輸入禁止ノ請願、陳情二件
- 一、酒造税法中改正ノ陳情一件
- 一、売薬税廃止ノ陳情、建議、請願五件
- 一、売薬税法中改正ノ建議一件
- 一、印紙税法中改正ノ請願、陳情二件
- 一、取引税率軽減ノ陳情二件
- 一、樺太ニ移出スル売薬ニ対シ売薬税免除ノ請願一件

酒類釀造販売及輸入禁止ノ請願、陳情

大正十二年十二月二十日

請願人 東京府北豊島郡石神井村

田島 鉄平 外五名

紹介議員 根本 正
斎藤 寿雄

大正十三年二月十二日

陳情者 大阪市北区堂島

林 龍太郎

請願、陳情ノ要旨	之ニ対スル当局ノ意見
飲酒ハ神経系統ヲ害シ国民ノ脳力体力カヲ減耗スルノミナラス風俗壊乱ノ動因トナリ貧困モ之ヨリ来リ犯罪モ之ヨリ生シ特ニ財ヲ浪費スル之ヨリ大ナルハナシ今マ未曾有ノ困難ノ後ヲ承ケ国力再興ノ事業ニ全カヲ傾注セサル可ラサルノ時ニ当リ有害無益ナルモノヲ放任シ置クハ大ナル国家ノ損害ナリト信スルヲ以テ之ヲ禁止セラレタシ	飲酒ノ有害ナリヤ否ハ飲酒ノ多寡及人ノ健康状態ニモ関係アリテ一概ニ之ヲ有害ナリト肯定スルコトヲ得サルヘク尚酒類ノ釀造ヲ禁止スルコトセハ当然起ルヘキ一万余ノ当業者及二十有余万ノ従業者ニ対スル失業問題ノ処置モ講スル必要アリ殊ニ酒類ハ其ノ税額二億有余万円ニ達シ国家ノ最も重要ナル財源ナルカ故ニ震災善後策ニ関シ巨額ノ財貨ヲ必要トスル我国現下ノ財政状態ニテハ之ヲ廃止スル如キハ到底不可能ナル事ニ属ス之カ輸入禁止モ亦從テ不可ナリトス依テ本件請願、陳情ノ趣旨ハ採用スルコトヲ得ス

（中略）

売薬営業税廃止ノ陳情、請願、建議

大正十三年一月八日

陳情者 東京売薬同業組合
組長

高木 與八郎外三名

大正十三年七月十七日 陳情者 東京売薬同業組合
組長

高木 與八郎外九名

大正十三年八月十三日 建議者 社団法人日本薬剤会
会長

丹羽 藤吉郎

大正十三年十一月三日 建議者 和歌山市西従町
近畿薬剤会理事

市川 平太郎外十名

大正十三年十一月十二日 請願者 静岡県浜松市
静岡県薬剤会々長

木俣 文四郎

陳情、請願、建議ノ要旨	之ニ対スル当局ノ意見
売薬税ハ下層階級ノ病弱者ノ負担ヲ苛重ナラシムル悪税ナルヲ以テ速ニ禁止セラレタシ	本件ト全趣旨ノ請願、陳情等ハ大正十二年三月売薬税法改正以前ニ於テモ屢々受理シタル所ナリト雖売薬ハ医師ノ指揮ヲ俟タスシテ自己ノ病症ニ適想スルモノヲ採用シ得テ医師ノ診療ヲ受クルニ比シ甚タ便利ニシテ且經濟的ナルカ故ニ之ニ対シ僅ニ從價一割ノ輕微ナル課税ヲ為スモ敢テ不当ニ非サルノミナラス又若シ其ノ課税ヲ廢スルニ於テハ忽チ国庫ノ歳入金九百万円ノ減少ヲ來ス等ノ理由ニ依リ遂ニ採用スルコト能ハリシモノナリ其ノ後ニ於ケル財政事情ヨリ推スモ本陳情ノ趣旨ハ尚採用シ難キモノト認ム

【史料3】

昭和財政史資料 第2号第39冊5

訂正分

大十二年以降提出陳情請願建議等二関スル調 (一四、五、二日)

主税局国税課

地租ノ部

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
農業者ノ負担軽減ニ関スル建議	一二、九、二五	和歌山県農会長 木本圭一郎	農業者ノ負担軽減ヲ目的ヲ以テ大正十三年度ヨリ地租ヲ地方団体ニ委譲スルコト	農民ノ負担軽減ナリト謂フモ其ノ程度判明セサルノミナラス地租ヲ地方ニ委譲スルハ我国租税制度並財政上影響スル所尠カラサルヲ以テ一般税制整理ノ際篤クト考究ヲ要スルモノトス
自作農奨励ニ関スル建議	一二、九、二五	和歌山県農会長 木本圭一郎	地租ヲ地方ニ委譲スルト共ニ自作農ノ増加奨励ヲ図ル為自作者ノ耕地一町歩以下ニ対シ特ニ地租ヲ免除スルコト	一、地租ニ免税点ヲ設クルコトハ地租制度ノ根本的改正ニ属ス而シテ地租ハ營業税ト対立シテ所得税ノ補完税タルモノナルヲ以テ地租制度ノ改正ニ付テハ營業税其他ノ諸税全般トノ關係ヲ考慮セサルヘカラルコト 二、自作農地ニ付一町歩以下ニ対シ地租ヲ免税スルトキハ国家及地方団体ヲ通シテ多額ノ歳入ヲ失フコトナルヲ以テ之カ財源ニツキ考慮シタル上ニアラサレハ実行不可能ナルコト
地租營業税ノ地方委譲ニ関スル請願	一二、一一、一四	長野県更級郡町村 会長 瀧澤益馬	今や地方産業ノ不振ナルニ反シ町村ノ財政ハ却テ倍々膨張シ大正十二年度ニ於テ教育費国庫負担額ノ増加アリト雖到底此ノ緊迫セル財政ヲ救フニ足ラス公課ノ負担ハ愈々苛重ニシテ民力ハ困憊其ノ極ニ達セントス因テ町村ニ適當ノ財源ヲ与ヘ国民負担ヲ軽減スルノ策ヲ施スト共ニ自治体ノ基礎ヲ鞏固ナラシメンカ為ニ地租及營業税ヲ地方ニ委譲スルコト	地租及營業税ヲ地方ニ委譲スルハ我国租税制度並財政上影響スル所尠カラサルヲ以テ一般税制整理ノ際篤クト講究ノ上可否ヲ決スヘキモノトス
明治三十八年勅令第百五十九号改正ニ関スル建議	一三、二、一	関西府県農会連合 協議会司会者、広島 県農会長 山県 浩郎	農業ノ改良発達ヲ図ルヲ目的トシテ設立セル農会ハ法人ニシテ公共団体タルハ大正十一年法律第四十号農会法第二条ニ明示スル所ナルヲ以テ其ノ所有地ハ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノナルニ依リ明治三十八年勅令第百五十九号第一条中ニ追加指定セラレタシ	農会ハ法人ニシテ且公共団体ナルモ之ヲ勅令第百五十九号中ニ追加スルトキハ之ト同種ノモノ即チ商業會議所、耕地整理組合、酒造組合等其他種々アルヲ以テ之ヲモ免税セサルヘカラス斯クテハ国庫ノ歳入ニ影響スル所尠カラサルヲ以テ採用ノ限ニアラスト認ム
商業會議所敷地地租免除ニ関スル建議	一三、三、三一	関東商業會議所連 合会会長 綾部利 右衛門	商業會議所ハ公法人ニシテ商工業者ノ利益ヲ代表スル公共団体ナリ故ニ地租条例第四条第一条及明示三十八年勅令第百五十九号ニ於テ指定セラレタル公共団体ト區別スヘキモノニアラス依テ右指定中ニ商業會議所ヲ加ヘラレタシ	右同断

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
地租条例廃止ニ関スル建議	一三、七、八	熊本県農会会長 松本清三郎	地租条例ヲ廃止シ農民過重ノ負担ヲ軽減シ以テ農村ノ振興ヲ図ルハ刻下ノ急務ナルコト	省略
土地ニ対スル課税ノ軽減ニ関スル建議	一三、八、二六	山梨県町村会会中 尾 浜尾長慶	農家経済ノ現状ヲ視ルニ肥料其他生産非ノ如キハ非常ナル暴騰ヲ来シ之ニ反シ米価ハ依然トシテ安価ヲ示シ農家経済ハ益々困難ニ陥リツヘア ルノ現状ナルヲ以テ米価ヲ其ノ生産費ニ比例セシムルト共に土地ニ対スル課税ヲ軽減シ商工業者トノ均衡ヲ得セシメラレタシ	農家ト商工業者トノ負担関係ニ付テハ尚調査ヲ要スルモノアルヲ以テ一般税制整理ノ際調査研究ヲ要スヘキモノト認ム
地価特別修正ニ関スル請願	一三、一一、八	和歌山県那賀郡調月村	和歌山県那賀郡調月村ノ地租ハ僻地ニシテ旱害水害ノ弊多ク殆ト工作費ヲ償フコト能ハサルニ拘ラス其ノ地価隣接町村ニ比シ高価ナル為村民ノ困難言語ニ絶セリ依テ前記調月村ノ地価ヲ特ニ修正セラレタシ	本件ノ如キ状態ハ各地其ノ類例勘カラサル所ニシテ政府ニ於テモ之カ負担ノ権衡ニ関シテハ夫々調査研究ヲ要スコト ■存セラルヘモ請願地方ニ限り此ノ際特ニ地価修正ノ必要ナキモノト認ム

(中略)

所得税ノ部

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
田畑所得算定方法改正方建議	一二、二、五	北陸四県都市農会連合役員協議会 神田重義	農家経済ノ実情ニ鑑ミ田畑所得ノ算定ニ付生産ニ関係アル必要経費ヲ総収入ヨリ控除スル以外ニ尚総収入ノ十分ノ二ニ相当スル特別控除ヲ為スコトニ所得税法ヲ改正セラレタシ	田畑所得ニ対シテモ総収入ノ二割ニ相当スル特別控除ヲ為スコトハ商工業所得等トノ権衡ヲ失シ不可ナリト認ムルモ尚一般税制整理ノ参考トスルコト
同上	一二、二、五	同上	田畑所得ヲ前三年平均ニ依リ算定スルコトハ其ノ計算複雑ナルノミナラス事実ニ於テ納税者負担力ニ適応セサルヲ以テ前一年ノ事実ニ依リ決定スルコトニ所得税法ノ改正ヲ望ム	一般税整理ノ参考トスルコト
田畑所得算定方法改正方建議	一三、六、二〇	北陸四県農会協議会 会長 佐藤 友右衛門	農家経済ノ実情ニ鑑ミ田畑所得ハ「前三年間毎年ノ收穫時期ヨリ六ヶ月間ニ亘る総収入金額ヨリ必要ノ経費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル収入予算年額」ヲ以テ算定スルコトニ改正ヲ望ム	一般税整理ノ参考トスルコト
漁業所得算定方法改正方建議	一三、一二、一六	北海道水産会副会長 笠島 貞治	漁業所得ハ農業所得ノ例ニ倣ヒ前三年平均所得ニ依リ課税スルコトニ法規ノ改正ヲ望ム	一般税整理ノ参考トスルコト
小商工業者所得ニ対シ特別控除方建議	一三、三、二二	第十八回関東商業会議所連合会会長 綾部利右衛門	小商工業者ノ所得ハ事実上勤労所得ト扱フ所ナキヲ以テ一般勤労所得ト同様控除額ヲ設ケラレタシ	同上
山林所得課税緩和方陳情	一三、六、一二	静岡県磐田郡各町村長	山林所得ニ対スル課税ヲ相当緩和セラレタシ	同上
所得八百円未満ノ申告ト同時ニ為シタル扶養控除申請ノ取扱方ニ関シ建議	一三、六、六	島根県市町村長会 長 望月幸雄	所得八百円未満ノ申告ト同時ニ為シタル扶養控除申請ヲ有効トシテ取扱ハレタシ	参考トス

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
所得税法改正ニ関スル建議	一三、一一、八	商業会議所連合会 会長 藤山雷太	一、法人ヨリ受クル配当金ハ其ノ受クル者カ法人タルト個人タルトヲ問ハス之ヲ第二種所得トシ配当率ニ依リ超過累進税率ヲ課スルコト 二、内国債ノ利子ニ対シテモ課税スルコト 三、法人所得税中留保所得及配当所得ヲ併合シ之ヲ普通所得トシ之ニ比例税ヲ課スルコト(超過所得ハ存置) 四、既ニ第二種所得トシテ課税セラレタルモノハ法人ノ課税所得中ヨリ之ヲ除外スルコト 五、個人所得ノ免税点ヲ引上ケ同時ニ税率累進ノ度ヲ相当緩和スルコト	一般税整理ノ参考トスルコト
所得税法改正ニ関スル意見書	一三、一〇	日本経済連盟会常務理事 井上準之助外十七人	一、法人ノ留保所得及配当所得ノ二項目ヲ廃止シ之ニ代フルニ法人利益ニ対スル比例税ヲ設クルコト(超過所得ハ存置) 二、既ニ第二種所得トシテ課税セラレタルモノハ法人ノ課税所得ヨリ除外スルコト 三、個人所得ノ免税点ヲ引上ケ同時ニ税率累進ノ度ヲ相当緩和スルコト 四、国債利子ニ対シテモ課税スルコト	一般税整理ノ参考トスルコト
法人ノ課税所得算定方法改正方建議	一二、一〇、一六	奥羽銀行同盟会幹事 七十七銀行 八木久兵衛	第二種所得トシテ一旦源泉課税セラレタルモノハ法人ノ課税所得ヨリ之ヲ除外スルコト	一般税整理ノ参考トスルコト
同上	一三、一二、一〇	関西銀行会総代 湯川寛吉	同上	同上
銀行間ノ預金利子ニ対シ第二種所得税免除方請願	一二、一〇、一六	奥羽銀行同盟会幹事 七十七銀行 八木久兵衛	銀行間ノ預金ハ支払準備ノ為ニスルー時的ノモノニシテ他ノ利殖ヲ目的トスル一般預金ト大ニ其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ総テ第二種所得税ヲ課セサルコトニ改正ヲ望ム	一般税整理ノ参考トスルコト
株式配当金ノ総合課税ヲ源泉課税ニ改正方陳情	一三、六、	全国株式引負組合連合会委員組合代表者 沼間敏朗	株式配当金ノ総合課税ハ企業心ヲ圧迫シ産業ノ発展ヲ阻害スルノミナラス徴税手續煩瑣ニシテ脱税ノ間隙アリ却テ負担ノ不公平ヲ来スヲ以テ源泉課税ニ改メラレタシ	一般税整理ノ参考トスルコト
株式配当金ヲ源泉課税ニ改正方陳情	一三、一〇、二六	一宮商業会議所会頭 小島太左衛門	株式配当金ノ総合課税ヲ源泉課税ニ改メラレタシ	同上
同上	一三、一〇、二二	岐阜県商工団体連合会代表者 武藤助右衛門	同上	同上
所得税法改正ニ関スル陳情	一三、一一、八	東京、大阪、京都、名古屋、神戸各市有価証券現物売買業者	一、配当所得ノ総合課税ヲ廃シテ之ヲ源泉課税ニ改ムルコト 二、法人所得ノ課税ヲ単純化シ個人所得ト共ニ累進率ノ急傾斜ヲ緩和スルコト	同上
会社ノ課税ニ関スル意見書	一三、九、二六	福沢桃介	保全会社ノ取締ヲ厳ニシ一般事業会社ノ償却積立等ノ社内留保金課税セサルコト	一般税整理ノ参考トス
買収セラレタル地方鉄道会社ノ清算ニ対シ超過所得税及清算所得税免除規定制定方建議	一三、	社団法人 鉄道同志会	地方鉄道買収法ヲ制定シ同法中ニ買収セラレタル地方鉄道会社ノ清算ニ対シテハ超過所得税及清算所得税ヲ課セサル旨ヲ規定スルコト	参考トスルコト

所得税ノ部(続)

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顚末
田畑所得算 定方法改正 建議	一四、四、二四	長野県農会副会長 鳥羽久吉	一、農家ノ所得ハ農産物販売ノ最盛期ニ於ケル 価格ヲ基礎トシ算定セラレ度 二、前三ヶ年平均ニ依ルコトヲ廃シ総テ前年ノ実 績ニ依リ課税スルコトニ改メラレタシ	税制整理ノ参考トスルコ ト
田畑所得算 定及扶養家 族控除ニ関 スル規定改 正請願	一四、六、二〇	福岡県糸島郡小富 士村 鎌田鎮雄	一、田畑所得算定ニ関シ左ノ通改訂セラレタシ イ、前三ヶ年平均ヲ総テ前年ノ実績ニ依リ課税ス ルコトニ改ムルコト ロ、本人又ハ家族ノ耕耘ニ従事シタル勤労費ヲ 相当控除スルコト 二、扶養家族ノ控除ハ申請ノ有無ニ拘ラス総テ 之ヲ控除スルコトニ改正セラレタシ	同上
第一種所得 税改正請願	一四、六、一八	福島県銀行同盟会 幹事株式会社第百 七銀行頭取 吉野 周太郎	一、第一種所得計算上既ニ第二種所得トシテ課 税セラレタルモノハ除外セラレタシ 二、銀行力減配ノ諭告ニ基キ減配ヲ為シタル場合 ニ於ケル社内留保保全ニ対シテハ免税セラレタ シ	同上
第一種第二 種所得税改 正請願	一四、九、二一	新潟県銀行同盟会 請願委員株式会社 第四銀行頭取 白 勢春三外四名	一、第一種所得計算上既ニ第二種所得トシテ課 税セラレタルモノハ除外セラレタシ 二、株式会社組織ノ銀行留保金ニ対シテハ所得 税ヲ免除セラレタシ 三、特別当座預金利子半期間五円以下ノモノハ 第二種所得税ヲ免除セラレタシ	同上
第三種所得 税改正請願	一四、七、一三	東京府滝野川町 蛭川友吉	第三種所得税ニ関シ左ノ通改正セラレ度 一、免税点ヲ六百円ニ引下クルコト 二、生活費ヲ控除シ残余所得ニ課税スルコト 三、現在第二種所得トセルモノモ総テ綜合課税ス ルコト 四、配当ノ四割控除、俸給等ノ一割又ハ二割控 除ヲ廃シ必要経費控除トスルコト 五、傷痍疾病者ノ恩給、從軍中ノ俸給等ニ対シテ モ総テ課税スルコト	同上
所得税法改 正建議	一四、七、一一	商業會議所連合会 会長 指田義雄、 副会長 稲畑勝太 郎	所得税法中左ノ通改正セラレタシ 一、株式配当ノ綜合課税ヲ廃シ第一種又ハ第二 種所得ニ移スコト 二、国債利子所得税免除ノ特典ハ之ヲ廃スルコト 三、法人ノ所得中第二種所得税ヲ課セラレタルモ ノアルトキハ之ヲ控除スルコト 四、第三種所得計算上負債ノ利子ヲ控除スルコト 五、第三種所得課税最低限ヲ引上クルコト 六、勤労小額所得ノ控除額ヲ引上ケ其他小額ニ 対スル控除ノ制ヲ設ケ其ノ所得ノ性質ニ依リ適當 ニ案配スルコト 七、調査委員会ノ権限ヲ拡張シ所得標準歩合ノ 決定ニ付テモ其ノ意見ヲ採用スルノ途ヲ開クコト	同上

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
同上	一四、八、七	社団法人東京家業組合連合会会長 星野錦	同上	同上
調査委員ノ定数増加ニ関スル建議	一四、六、二七	中国四国商業会議所商工会連合会会長 宇田反四郎	第三種所得ノ納税者ト其ノ範囲広汎ニ渉ルヲ以テ僅ニ五人内外ノ調査委員ヲ以テシテハ調査不能ナレハ相当定員ヲ増加セラレタシ	同上
同上	一四、七、二〇	第八回島根県市町村長会会長 小栗萬太郎	同上	同上
選挙区域変更ノ場合ニ於ケル調査委員ノ任期ニ関スル請願	一四、八、二〇	愛媛県商工団体連合会会長 仲田傳之助	所得又ハ営業税調査委員ノ選挙区域ニ変更ヲ生スルモ調査委員ノ任期ハ之ヲ消滅セシメサルコトニ改正セラレタシ	同上
所得八百円未満ノ申告ト同時ニ為シタル扶養控除申請ノ取扱方ニ関スル建議	一四、九、一八	米沢市長 深沢忠蔵 外十名	所得八百円未満ノ申告ト同時ニ為シタル扶養控除申請ヲ有効トシテ取扱ハレタシ	同上

(後略)

【史料4】

昭和財政史資料 第2号第 39 冊7

昭和三年四月二十日

大十二年以降提出陳情請願建議等二関スル調

主税局国税課

所得税ノ部

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
田畑所得算定 方法改正方建 議	一二、二、五	北陸四県都市農会連合役 員協議会 神田重義	農家經濟ノ実情ニ鑑ミ田畑所得 ノ算定ニ付生産ニ関係アル必 要經費ヲ総収入ヨリ控除スル以 外ニ尚総収入ノ十分ノ二ニ相当 スル特別控除ヲ為スコトニ所得 税法ヲ改正セラレタシ	田畑所得ハ勤勞所得トハ大ニ 趣ヲ異ニスルモノアルガ故ニ勤 勞所得ト同一ノ取扱ヲ為スノ要 ナキモノト認ム
小商工業者所 得ニ対シ特別控 除方建議	一三、三、二二	第十八回関東商業會議所 連合会会長 綾部利右衛 門	小商工業者ノ所得ハ事實上勤 勞所得ト扱フ所ナキヲ以テ一般 勤勞所得ト同様控除額ヲ設ケラ レタシ	同上
所得税法改正ニ 関スル建議	一三、一一、八	商業會議所連合会会長 藤山雷太	一、法人ヨリ受クル配当金ハ其 ノ受クル者力法人タルト個人タ ルトヲ問ハス之ヲ第二種所得ト シ配当率ニ依リ超過累進税率ヲ 課スルコト 二、内国債ノ利子ニ対シモ課 税スルコト	一、配当金ノ綜合課税ハ綜合 課税ノ大眼目ニシテ之ヲ綜合ヨ リ除外スルコトハ負担ノ公平ヲ 期スル所以ニアラス 二、内国債ノ利子ニ対シ課税 スルコトハ穩当ナラスト認ム
所得税法改正ニ 関スル建議	一三、一〇	日本經濟連盟会常務理事 井上準之助外十七人	一、國債利子ニ対シモ課税ス ルコト	前項ニ同シ
株式配当金ノ綜 合課税ヲ源泉課 税ニ改正方陳情	一三、六	全国株式取引員組合連合 会委員組合代表者 沼間 敏朗	株式配当金ノ綜合課税ハ企業 心ヲ圧迫シ産業ノ發展ヲ阻害 スルノミナラス徴税手續煩瑣ニ シテ脱税ノ間隙アリ却テ負担ノ不 公平ヲ來スヲ以テ源泉課税ニ改 メラレタシ	配当金ヲ綜合課税ヨリ除外ス ルコトハ負担公平ノ見地ヨリシ テ採用シ難シ
株式配当金ヲ源 泉課税ニ改正方 陳情	一三、一〇、二六	一宮商業會議所会頭 小 島太左衛門	株式配当金ノ綜合課税ヲ源泉 課税ニ改メラレタシ	同上
同上	一三、一〇、二二	岐阜県商工団体連合会代 表者 武藤助右衛門	同上	同上
所得税法改正ニ 関スル陳情	一三、一一、八	東京、大阪、京都、名古 屋、神戸各市有価証券現 物売買業者	配当所得ノ綜合課税ヲ廢シテ 之ヲ源泉課税ニ改ムルコト	同上
買収セラレタル 地方鐵道会社ノ 清算ニ対シ超過 所得税及清算 所得税免除規 定制定方建議	一三、	社団法人 鐵道同志会	地方鐵道買収法ヲ制定シ同法 中ニ買収セラレタル地方鐵道 会社ノ清算ニ対シハ超過所得 税及清算所得税ヲ課セサル旨 ヲ規定スルコト	鐵道会社ノ利益ニ対シテノミ特 殊ノ取扱ヲ為スコトハ理由ナキ モノノ如ク認メラルルモ尚参考 トシテ研究スルコト
田畑所得算定 及扶養家族控 除ニ関スル規定 改正請願	一四、六、二〇	福岡県糸島郡小富士村 鎌田鎮雄	一、田畑所得算定上本人又ハ 家族ノ耕耘ニ従事シタル勤勞費 ヲ相当控除スルコト 二、扶養家族ノ控除ハ申請ノ有 無ニ限ラス總テ之ヲ控除スルコ トニ改正セラレタシ	一、勤勞所得ニ対シテモ課税 スル現行法ノ下ニ於テハ田畑 所得計算ニ付テノミ自己ノ勞銀 ヲ見積控除スルカ如キコトハ認 メ難シ 二、扶養家族ノ控除ニ付申請 ヲ俟タス税務官庁自ラ進ムデ 調査スルコトハ実行困難ナリ
第一種第二種 所得税改正請 願	一四、九、二一	新潟県銀行同盟会請願委 員株式会社第四銀行頭取 白勢春三 外四名	特別当座預金利子半期間五円 以下ノモノハ第二種所得稅ヲ免 除セラレタシ	源泉課税ニ在リテハ課税最低 限ヲ設クルコトハ無意義ナルノ ミナラズ特別当座預金利子ニ ノミ之ヲ設クルコトハ權衡上不 可ナリ

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顛末
第三種所得税改正請願	一四、七、一三	東京府滝野川町 蛭川友吉	第三種所得税ニ関シ左ノ通改正セラレ度	
			一、免税点六百円ニ引下クルコト	一、免税点引下ハ時代ノ趨嚮ニ反ス
			二、生活費ヲ控除シ残余所得ニ課税スルコト	二、生活費ヲ控除シタル残余所得ニ課税スルコトハ理論上ハ免モ角歳入ノ関係等ヨリシテ実行困難ナリ
			三、現在第二種所得トセルモノモ総テ総合課税トスルコト	三、現在ノ第二種所得ヲ総テ総合課税トスルコトハ実行困難ナリ
			四、配当ノ四割控除、俸給等ノ一割又ハ二割控除ヲ廃シ必要経費控除トスルコト	四、配当俸給等ノ所得計算上必要経費控除ニ改ムルコトハ実行困難ナリ
			五、傷痍疾病者ノ恩給、従軍中ノ俸給等ニ対シテモ総テ課税スルコト	五、傷痍疾病者ノ恩給、従軍中ノ俸給等ニ課税スルコトハ不可ナリ
所得税法改正建議	一四、七、一一	商業会議所連合会会長 指田義雄、副会長 稲畑勝太郎	所得税法中左ノ通改正セラレタシ	
			一、株式配当ノ総合課税ヲ廃シ第一種又ハ第二種所得ニ移スコト	一、株式配当ノ総合課税ヲ廃スルコトハ現行所得税法ノ総合課税主義ノ根本ニ反スルヲ以テ採用シ難シ
			二、国債利子所得税免除ノ特典ハ之ヲ廃スルコト	二、国債利子ニ対スル免税特典ヲ廃スルコトハ穩当ナラス
			三、勤労小額所得ノ控除額ヲ引上ケ其他小学所得ニ対スル控除ノ制ヲ設ケ其ノ所得ノ性質ニ依リ適當ニ案配スルコト	三、勤労所得ニ対スル控除ハ現在ノ程度ヲ以テ相当ト認ム
			四、調査委員ノ権限ヲ拡張シ所得標準歩合ノ決定ニ付テモ其ノ意見ヲ採用スルノ途ヲ開クコト	四、調査委員ノ権限ハ現在以上ニ拡張スルノ必要ナシト認ム
同上	一四、八、七	社団法人東京実業組合連合会会長 星野錫	同上	同上
所得税営業税調査委員選挙事務ニ関スル建議	一四、一〇、二二	釧路市長 二木千年 外十四名	市ニ於ケル所得税営業税調査委員選挙ニ関スル事務ハ総テ税務署長ニ於テ之ヲ行フコトニ改正セラレタシ	別ニ改正スル程ノ必要ヲ認メス
田畑所得ニ対スル陳情	一五、五	福井県坂井郡、足羽郡、大飯郡、丹生郡、吉田郡、今立郡、石川県江沼郡各町村農会長	田畑ノ所得税ハ苛重ニ付軽減セラレタシ	田畑所得ニ付テハ原則トシテ標準率ニ依リ算定スルモ該標準率タルヤ中庸ヲ得タル者ニ付其ノ収支ヲ調査シ之レニ相当ノ斟酌ヲ加ヘテ作成スルモノナルヲ以テ爾ク苛重ナルモノトハ信セラレス
			(一) 収入見積過大ナリ	
			(二) 基本員数明瞭ナルヲ以テ斟酌セラレタシ	
			(三) 穀価ノ算定高シ	
震災助成金ニ対スル納付準備金ニ付免除方請願	一四、五	日本火災保険株式会社外二十九社	田畑ノ所得税ハ苛重ニ付軽減セラレタシ	
			震火災出損ノ為政府ヨリ交付セラレタル助成金ニ対スル納付準備金ニ対シ免税セラレタシ	納付準備金ハ将来政府ニ納付スヘキ支出ニ対スル準備ノ為ノ留保金ナルヲ以テ之ニ対シ免税スルノ理由ナシ行政裁判所モ亦同旨ノ判決ヲ下セリ(扶桑海上保険株式会社対東京局長訴訟)
繰越欠損金ノ補填ヲ法人ノ損金トシテ計算方陳情	一五、六、一七	日本綿糸布商連合会委員長 田附政次郎	税法施行規則第一条ノ規定ハ集積資本ヲ以テ事業経営ヲ行フ法人ノ基礎ヲ脅威スルヲ以テ從來ノ通改正セラレタシ	法人相互間及法人ト個人間ニ於ケル負担ノ均衡ヲ図ル為メ從來ノ解釈ニ変更ヲ加ヘタルモノニシテ之カ為メ別段法人ノ基礎ヲ脅威スルモノトハ認メ難シ

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顚末
産業組合貯金 利子ニ課税方上 申	一五、五	長野銀行協会、兵庫県銀 行同盟会	産業組合貯金中利息ノ収入ヲ 目的トスル程度ノモノニ対シテ ハ所得税及資本利子税ヲ課セ ラレタシ	近時産業組合ノ本質ヲ顧ミ 多額ノ貯金ヲ為シ脱税ヲ企図 スルモノアルヲ以テ之ヲ取締 ニ付考究中ナリ
所得税取扱方 陳情	一五、六、九	東京税務監督局管内所得 審査委員	一、所得標準率ニ付テハ予メ調 査委員会ノ意見ヲ参酌シテ決定 スルコト 二、田畑所得標準率ハ町村別ト 為サズ大字別ニ復活スルコト 三、調査委員ノ数ヲ増加スルコ ト	一、実行困難ナリ 二、大字別ト為スモ実益少シト 認ム町村別ヲ以テ適當トスヘ シ 三、税法改正ノ際相當増加セ リ
所得純益標準 率ニ関スル建議	一五、六、三〇	中国四国商業會議所並商 工会連合会代表 山本権 七	第三種所得及営業純益標準率 ヲ実情ニ適合スル様調査設定 セムコトヲ望ム	標準率ハ中庸ノ者ニ付調査作 成シ普通ノ状態ニ在ル者ノ所 得又ハ純益ヲ算定スル便法ト シテ設クルモノナリ而シテ之 カ適用ニ當リテハ之ニ膠着ス ルコトヲ避ケ努メテ実情ニ適 合セムコトヲ期シ居レリ
所得税取扱方ニ 付陳情	一五、五、二六	千葉県所得調査委員一同	一、所得調査委員ノ権限ヲ拡張 セラレタシ 二、税務署員ノ増員、待遇改善 ヲ図リ併セテ諸経費ヲ相當増加 セラレタシ 三、所得標準率ハ調査委員会ノ 意見ヲ聞キ決定セラレタシ 四、所得標準率ハ所得申告前 之ヲ公表シ之ニ依リ申告セシム ルコトニ取扱ハレタシ 五、所得標準率ハ町村主義ヲ 大字主義ニ改メラレタシ 六、千二百円未満ノ所得申告ト 同時ニ為シタル家族控除等ノ申 請ヲ有効ト認メラレタシ 七、調査委員ノ定数ハ原則トシ テ十名トセラレタシ 八、震災地ノ課税ハ復旧スルニ 至ル迄相當減額セラレタシ	一、現在ノ通ニテ不都合ナシ 二、相當考慮スヘシ 三、四、実行困難ナリ 五、町村主義ヲ以テ適當トスヘ シ 六、現在ハ陳情ノ如ク取扱ヒ居 レリ 七、税法改正ノ際相當増加セ リ 八、現在ニテモ相當斟酌シ居 レリ
所得標準率低 減方ニ付申請	一五、六、二五	全国料理飲食業同盟会本 部 常務理事 江原松三郎 外三人	料理店業所得標準率ヲ低減セ ラレタシ	一般標準率ハ同業者中其ノ中 庸ヲ得タル者ニ付収支ヲ調査 シ之ニ相當斟酌ヲ施シテ作成 スルモノナレハ苛重ノ結果トナ ラスト認ム而シテ之カ適用ハ絶 對的ノモノニアラスシテ各人ノ 実情ニ適合セシムルコトニ努 メ居レリ

(中略)

地租ノ部

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顚末
農業者ノ負担輕 減ニ関スル建議	一二、九、二五	和歌山県農会長 木本圭 一郎	農業者ノ負担輕減ヲ目的ヲ以テ 大正十三年度ヨリ地租ヲ地方団 体ニ委譲スルコト	農民ノ負担過重ナリト謂フモ其 ノ程度判明セサルノミナス地 租ヲ地方ニ委譲スルハ我国租 税制度並財政上影響スル所尠 カラサルヲ以テ一般税制整理 ノ際篤クト考究ヲ要スルモノト ス

区分	提出年月日	提出者	要旨	処理ノ顚末
明治三十八年 勅令第百五十九号改正ニ関スル建議	一三、二、一	関西府県農会連合協議会 司会者、広島県農会長 山 県浩郎	農業ノ改良発達ヲ図ルヲ目的ト シテ設立セル農会ハ法人ニシ テ公共団体タルハ大正十一年 法律第四十号農会法第二条ニ 明示スル所ナルヲ以テ其ノ所有 地ハ公用又ハ公共ノ用ニ供ス ルモノナルニ依リ明治三十八年 勅令第百五十九号第一条中ニ 追加指定セラレタシ	農会ハ法人ニシテ且公共団体 ナルモノ之ヲ勅令第百五十九号 中ニ追加スルトキハ之ト同種ノ モノ即チ商業會議所、耕地整 理組合、酒造組合等其他種々 アルヲ以テ之ヲ免税セサル ヘカラスクテハ国庫ノ歳入ニ 影響スル所尠カラサルヲ以テ 採用ノ限ニアラスト認ム
商業會議所敷 地地租免除ニ関 スル建議	一三、三、三一	関東商業會議所連合会会 長 綾部利右衛門	商業會議所ハ公法人ニシテ商 工業者ノ利益ヲ代表スル公共 団体ナリ故ニ地租条例第四条 第一条及明示三十八年勅令第 百五十九号ニ於テ指定セラレタ ル公共団体ト区別スヘキモノニ アラス依テ右指定中ニ商業會 議所ヲ加ヘラレタシ	右同断
土地ニ対スル課 税ノ軽減ニ関ス ル建議	一三、八、二六	山梨県町村会中尾 浜 尾長慶	農家經濟ノ現状ヲ視ルニ肥料 其ノ他生産非ノ如キハ非常ナル 暴騰ヲ来シ之ニ反シ米価ハ依 然トシテ安価ヲ示シ農家經濟ハ 益々困難ニ陥リツハアルノ現状 ナルヲ以テ米価ヲ其ノ生産費ニ 比例セシムルト共に土地ニ対ス ル課税ヲ軽減シ商工業者トノ均 衡ヲ得セシメラレタシ	参考
地価特別修正ニ 関スル請願	一三、一一、八	和歌山県那賀郡調月村	和歌山県那賀郡調月村ノ地租 ハ僻地ニシテ旱害水害ノ弊多ク 殆ト工作費ヲ償フコト能ハサル ニ拘ラス其ノ地価隣接町村ニ比 シ高価ナル為村民ノ困難言語 ニ絶セリ依テ前記調月村ノ地価 ヲ特ニ修正セラレタシ	本件ノ如キ状態ハ各地其ノ類 例尠カラサル所ニシテ政府ニ 於テハ一般的ニ之カ負担ノ權 衡ヲ得シムル必要ヲ認メ地租ノ 課税標準ヲ賃賃価格ニ改ムル 目的ヲ以テ目下全国ニ涉リ土 地ノ賃賃価格調査中ニ属スル ヲ以テ請願地方ニ付テモ適當 ニ賃賃価格ノ決定ヲ見ルヘキ モノト認ム

(後略)

【史料5】

■部分は印刷カスレにより判別不能部

昭和財政史資料 第3第22冊1

大十二年以降

国税二関スル陳情、請願建議要旨集録

大蔵省主税局

(一)一般ノ部

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
農村救済ニ関スル陳情	七、六	長野県平村経済改善組合	一、義務教育費ノ全額国庫負担	
			二、恩給ノ引下	
			三、相続税及所得税ノ増徴ヲ図ラセシム	
同上	七、八	高知県 根本芳太郎外七三六二名	現行税制ハ都市ニ比シ農村ノ負担甚タ重ク政府ハ速ニ	
			一、税制ノ根本的改革ヲ断行シ	
			二、国税ハ(イ)所得税(ロ)財産税(ハ)相続税(ニ)土地増価税(ホ)奢侈税(ヘ)庭園税ノ六種トシ	
			而シテ(一)所得税ノ累進率ハ之ヲ引上ケ(ニ)相続税ノ税率ハ相続財産五百万円以上ニ対シテハ四割トセラレタシ	
同上	七、八	島根県 和田健三郎外四六〇名	一、行政税制ノ整理ヲ断行シ	
			二、農村ノ負担ヲ軽減シ	
			三、都市中小商工業者ト均衡ヲ得セシメラセシム	
同上	八、一	石川県農会長	農業者ニ対スル租税公課ノ負担ハ他業者ニ比シ甚タ過重ナルヲ以テ(一)国税地方税ノ全般ニ亘リ税制ノ改正ヲ行ヒ(二)国民負担ノ均衡ヲ計リ(三)疲弊セル農村ヲシテ更正ノ途ヲ開カセシム	
農家負担軽減ニ関スル陳情	七、八	山形市農会長外百九十九名	一、行政及財政ノ根本的整理ヲ断行シ	
			二、農家ノ偏重負担ヲ軽減セラレタシ	
地方ノ中小商工業者救済ニ関スル陳情	七、七	丸亀商工会長	窮迫セル地方中小商工業者ヲ救済スル為	
			一、現行税制ヲ適当ニ改廃シ(一)所得税、相続税ノ累進税率ノ引上ケ(二)複雑トナル地方税ノ単純化(三)各種附加税ノ軽減ヲ図ラセシム	
			二、大都市百貨店ノ地方出張販売ニ対スル禁止の地方税ヲ制定セラレタシ	
			三、産業組合ノ商行為ニ対シ一般営業者ト同様課税セラレタシ	
時局匡救対策ニ関スル陳情	七、七	群馬県非常時局匡救県民大会	非常時局ニ鑑ミ之カ対策ノ一トシテ相続税並ニ所得税ノ累進率ヲ引上ケラセシム	
		中小商工業者救済東京市十五区連合会長		
行財政及税制整理方陳情	七、八	松山商工会長	現下経済界ノ状況ニ鑑ミ国民負担ノ軽減ヲ図ル為	
			一、徹底的ニ行財政ヲ整理シ	
			二、税制ニ付テハ(一)所得税累進率ノ引上ケ(二)微細ナル租税ノ廃止(三)家屋税ノ撤廃ヲ断行セラレタシ	

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
税制改革ニ関スル陳情	七、九	全国町村長会長	現行租税制度ハ納税者ノ負担能力ニ適合セス均衡ヲ失スルノ甚タシキモノアリ依テ	
	七、一〇		(一)速ニ之カ改廃ヲ行ヒ	
			(二)高額所得税累進率ヲ引上ケ	
			(三)地租、営業収益税附加率ノ均一	
			(四)相続税、第二種所得税、資本利子税ノ増徴	
			(五)奢侈税ノ新設等適切ナル施設ヲ講セラレタシ	
同上	七、九	宮崎県下商工会大会代表	各種租税制度ハ絶ヘス改善セラレツツアリト雖仍幾多遺憾ノ点アルヲ以テ経済ノ実情ニ合致セシムルト共ニ社会政策的の税制ノ確立ヲ図ラレタシ	
税務代理人法制定ニ関スル建議	七、三	計理士法改正期成会長	税務代理士法ヲ制定シ其ノ資格ヲ定メ之カ取締ヲ厳重ニセラレタシ	
税務代理人法制定反対ニ関スル建議	八、一 八、二	全九州計理士協会 在阪計理士凶器	税務代理人法ノ制定ヲ阻止セ(税務ニ関スル代理事務ハ計理士ヲシテ当タラシムルヲ最モ適当トス	

(二) 所得税ノ部

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
繰越欠損金ノ補填ヲ法人ノ損金トシテ計算方陳情	一五、六	日本綿糸布両連合会委員長	繰越欠損ノヲ法人ノ損金ト認メラレタシ	
	一五、一一	東京商業会議所会頭		
		日本経済連盟会常務理事		
		社団法人日本工業倶楽部理事長		
	二、九	六大都市各実業組合連合会		
	三、八	松本商工会議所会頭外二名		
	三、九	東海商工会議所連合会		
	三、六	法人製糸会社総代		
		片倉製糸株式会社社長外八会社長		
	三、一二	製糸業同業組合中央会会長		
	三、一一	日本商工会議所会頭		
	三、一二	片倉製糸株式会社社長外百八十一名		
	三、一一	北本州商工会議所連合会議長		
	三、一〇	税法改正期成同盟会		
	四、一	多賀郡製糸株式会社社長外五十二名		
	四、七	諏訪製糸同業組合内所得税法改正期成同盟会		
	七、五	長野県所得税法改正期成同盟会外三十二名		
	八、一			
同上	一五、九	商業会議所連合会会長	所得税法施行規則第一条ヲ削除セラレタシ	
	五、一一	所得税法改正期成同盟会		

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
同上	三、八	富山県水産会長	漁業会社ノ所得計算ニ付テ繰越欠損ノ補填ヲ損金ト認メラレタシ	

(中略)

買収セラレタル地方鉄道会社ノ清算ニ対シ超過所得税及清算所得税免除規定制定方建議	一三、二、一二	社団法人鉄道同志会	地方鉄道買収法ヲ制定シ同法中ニ買収セラレタル地方鉄道会社ノ清算ニ対シテハ超過所得税及清算所得税ヲ課セサル旨ヲ規定セラレタシ	
所得税等ノ免除方陳情	三、三	株式会社社長野貯蓄銀行頭取外十七名	貯蓄銀行ニ対シ所得税及営業収益税ヲ全面セラレタシ	
同上	七、一二	京都府銀行協会	払込資本金壹百万円以下ノ銀行ニ対シ第一種所得税及営業収益税ヲ免除セラレタシ	
第二種所得税等ノ免除ニ関スル請願	一四、九	新潟県銀行同盟会請願委員	特別当座預金利子半期間五円以下ノモノニ対シテハ第二種所得税ヲ免除セラレタシ	
貯蓄銀行ヨリ他銀行ヘノ預金利子ニ対シ所得税免除方請願	一五、二	株式会社福島貯蓄銀行頭取	貯蓄銀行ヨリ他銀行ヘノ預金利子ニ対スル所得税ヲ免除セラレタシ	
	三、三	株式会社社長野貯蓄銀行頭取		
	三、四	株式会社愛車日本貯蓄銀行京都支店外六十八名		
	四、一 六、三	株式会社下毛貯蓄銀行頭取		
	五、四	株式会社上毛貯蓄銀行頭取		
小銀行ノ取扱預金ニ対シ免税方陳情	七、一二	京都府銀行協会	払込資本金百万円以下ノ銀行ノ取扱ニ係ル預金ニ対シテハ第二種所得税及資本利子税ヲ免除セラレタシ	
貯蓄銀行ノ取扱フ定期預金ニ対シ免税方請願	三、三	株式会社社長野貯蓄銀行とう	貯蓄銀行ノ取扱フ定期預金利子ニ対スル所得税及資本利子税ヲ免除セラレタシ	
銀行当座預金利子ニ対シ所得税及資本利子税免除方陳情	二、五	第十六回奥羽北海道商業会議所連合会議長	銀行当座預金利子ノ総テニ対シ所得税及資本利子税ヲ免除セラレタシ	
衛生組合預金利子ニ対シ所得税及資本利子税免除方陳情	三、二	第六回都市衛生組合連合会	衛生組合ノ預金利子ニ対シテハ所得税及資本利子税ヲ免除セラレタシ	
第二種所得税徴収交付金ニ関スル請願	一五、八	新潟県銀行同盟会請願委員外四名	銀行預金利子ニ対スル所得税ノ徴収ニ対シ交付金ヲ支出セラレタシ	
	一五、一〇	青森県銀行協会代表者		
	一五、一二	宮城県下銀行同盟会幹事		
	二、七	奥羽銀行同盟		
	三、一〇	両毛同盟銀行懇話会幹事総代		
	五、一〇	栃木県銀行同盟会長		
産業組合貯金利子ニ課税方陳情	一五、五	長野県銀行協会	産業組合貯金中利息ノ収入ヲ目的トスル程度ノモノニ対シテハ所得税及資本利子税ヲ課セラレタシ	
		兵庫県銀行同盟会		
産業組合ニ対シ課税方陳情	七、一一	南与商工団体連合会長	産業組合ニ対シ課税セラレタシ	

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
購買組合ノ特典廃止並特典廃止並取締勵行方陳情	八、二	沼津商工会議所会頭	購買組合ニ対スル	
			(一)過度ノ保護助長ヲ廃シ	
			(二)違法行為ヲ嚴重ニ取締リ	
			(三)中小商工業者ニ対スル圧迫ヲ除去セラレタシ	
産業組合ニ対シ課税方陳情	八、一	東北七県肥料団体連合協議会	産業組合ニ対シ課税セラレタシ	
	八、二	全日本肥料団体連合会		
有価証券収得税創設ニ関スル建議	八、三	静岡県大宮町 清高彦	(一)有価証券収得税ヲ創設シ其ノ財源ヲ以テ	
			(二)都市ノ宅地以外ニ対スル不動産取得税ヲ軽減又ハ廃止セラレタシ	
株式配当金ノ綜合課税ヲ源泉課税ニ改メ方陳情	一三、六	全国株式取引員組合連合会	株式配当金ノ綜合課税ハ之ヲ廃シ源泉課税ニ改メラレタシ	
	一三、一〇	一宮商業會議所会頭		
		岐阜県商工団体連合会代表者		
	一三、一一	東京、大阪、京都、名古屋、神戸、各市有価証券現物売買業者		
	五、一	大阪株式取引所■■■■取引員組合		
	五、四	日本商工会議所外五団体		
	一五、九	商業會議所連合会長		
同上	五、一	日本商工会議所会頭	株式配当ノ綜合課税ヲ廃シ第一種所得又ハ第二種所得ニ移サレタシ	
	一四、七	商業會議所連合会長		
	一四、八	社団法人東京実業組合連合会長		
所得税法改正ニ関スル建議	一三、一一	商業會議所連合会長	法人ヨリ受クル配当金ハ	
			(一)其ノ受クル者カ法人タルト個人タルトヲ問ハス	
			(二)之ヲ第二種所得トシ	
			(三)配当率ニ依リ超過累進税率ヲ課セラレタシ	
国債利子ニ対シ所得税課税方建議	一三、一一	商業會議所連合会長	国債ノ利子ニ対シ所得税ヲ課セラレタシ	
	一四、七			
	一五、九			
	一三、一〇	日本經濟連盟会常務理事		
	一四、八	社団法人東京実業組合連合会長		
第二種所得ヲ第三種所得ニ綜合課税方請願	一四、七	東京市 蛭川友吉	現在第二種所得トセルモノハ総テ綜合課税スルコトニ改正セラレタシ	
第二種所得ノ計算方ニ関スル陳情	同上	同上	(一)配当ノ四割控除(二)俸給等ノ一割又ハ二割控除ヲ廃シ必要経費控除トセラレタシ	
同上	八、三	川越市 新井秀雄	配当ノ四割控除ヲ廃シ必要経費控除トセラレタシ	
同上	一四、七	東京市 蛭川友吉	第三種所得税ハ生活費ヲ控除シ残余所得ニ対シ課税スルコトニ改メラレタシ	
同上	三、七	富山県農会長	所得税法第十四条第一項第六号ノ所得ニ対シ所得額ノ四割特別控除ヲ為スコトニ改正セラレタシ	

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
田畑所得算定方法 改正方建議	一二、一二	北陸四県都市農会連 合役員協議会	田畑所得ノ算定ニ付生産関係ノ必要経 費ヲ総収入ヨリ控除スル以外ニ尚総収入 ノ十分ノ二ニ相当スル特別控除ヲ為スコ トニ所得税法ヲ改正セラレタシ	
同上	一四、六	福岡県 鎌田鎮雄	田畑所得算定上本人又ハ家族ノ労賃 ヲ相当控除スルコトニ改正セラレタシ	
少額所得者ニ対スル 控除額増加方建議	一四、七	商業会議所連合会長	(一) 勤労少額所得ノ控除額ヲ引上ケ	
	一四、八	社団法人東京実業組 合連合会長	(二) 其他少額所得ニ対スル控除ノ制ヲ 設ケ	
			(三) 其ノ所得ノ性質ニ依リ適当ニ案配セ ラレタシ	
所得税ノ免税点引 下方請願	一四、七	東京府 蛭川友吉	第二種所得税ノ免税点ヲ六百円ニ引下 ケラレタシ	
家族扶養控除等ニ 関スル規定改正方 請願	一四、六	福岡県 鎌田鎮雄	扶養家族ノ控除ハ申請ノ有無ニ不拘総テ 之ヲ控除スルコトニ改正セラレタシ	
同上	六、六	山口県商工連合会長	扶養控除等ハ所得ノ決定通知ヲ受ケタル 後一定期間内ニ申請シタル者ニ対シテモ 控除スルコトニ改メラレタシ	
同上	五、五	鳥取県八頭郡教育 会々長	十八歳以上ノ中等学校以上ノ学校生徒 学生ニ対シテモ相当額控除ノ途ヲ開カレ タシ	
教育費特別控除ニ 対スル建議	六、一	秋田県秋田郡教育 会々長	生徒学生ノ教育費ニ付テモ特別控除ノ途 ヲ開カレタシ	
減損更訂ニ関スル 建議	一五、九	商業会議所連合会長	減損更訂ノ二分ノ一ヲ四分ノ一ニ改メラ レタシ	
	三、一一	日本商工会議所会頭		
	五、一			
	五、九			
	五、一一			
郵便年金ニ対スル 所得税免除方陳情	七、四	中国四国商工会議所 連合会長	郵便年金ニ対シテハ所得税ヲ免除セラレ タシ	
	七、一一	日本商工会議所会頭		
免役税創設ニ関スル 建議	七、七	建石仇平	免役税(壮丁税)ヲ創設シ壮丁不合格者 及徴兵免除者ニ対シ其ノ富ノ程度ニ応シ 課税セラレタシ	
売薬保護課税ニ関 スル陳情	八、一	東京市 芳尾鉦太郎	売薬ニ対シ一方向一ヶ年五円程度課税 セラレタシ	
百貨店税創設ニ関 スル陳情	七、七	中小商業研究会代表 者	中小商業者ノ破滅ヲ救フ為百貨店税ヲ創 設セラレタシ	
同上	七、一〇	全大阪中小商工業者 大会	一、百貨店ニ対シ特別税ヲ課セラレタシ 二、百貨店商品券ニ対シ課税セラレタシ	
所得調査委員ニ関 スル建議	一四、七	商業会議所連合会長	調査委員ノ権限ヲ拡張シ所得標準歩合ノ 決定ニ付テモ其ノ意見ヲ採用スルノ途ヲ 開カレタシ	
	一四、八	社団法人 東京実業組 合連合会々長		
同上	一五、五	千葉県所得調査委員 一同	所得調査委員ノ権限ヲ拡張セラレタシ	
	一五、九	商業会議所連合会長		

(中略)

(三) 地租ノ部

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
農会所有地免租ニ 関スル件	大正一三、二	関西府県農会連合会 協会の会者	農会ハ公共団体ニシテ其ノ所有地ハ公 用又ハ公共ノ用ニ供スルモノナレバ地租 ヲ免除スルコトニ法令ヲ改正アリタシ	

区分	提出年月	提出者	要旨	摘要
商工会議所敷地免 税ニ関スル件	一三、三	関東商業会議所連合 会会長	商工会議所ハ商工業者ヲ代表スル公共 団体ナルヲ以テ商工会議所ノ敷地ヲ免租 スルコトニ法令ノ改正アリタシ	
	昭和四、六	中国四国商工会議所 連合会代表		
	四、一二	第二十四回関東商工 会議所連合会会長		
商工会議所有地ノ 租税免除ニ関スル 件	四、一二	日本商工会議所会頭	商工会議所有土地建物及其他物件ニ付 一切ノ国税地方税ヲ課セサル様法令ノ改 廃アリタシ	

3 小括

大正 15 年の大規模税制改正が行われた以降も、このような史料が作成されて続けたことは、それ以降の主税局での税法改正の研究の一助として利用されていたことの証左であると考えられる。

実際に、翌昭和 2 年にも税制調査会が設置された。大正 15 年の大規模税制改正以降も、目的は違えど大幅な税制改正が模索されており、その参考として請願類が収集されていたのであろう。

もちろん、大正 12 年の関東大震災で大蔵省の公文書が焼失しているため、それ以前にも大蔵省主税局がこのような税制改正のための参考資料集を編さんしていた可能性は否めないのであるが、それ以前に設置されていた調査会史料にはその形跡が認められない。例えば大正 8 年に原敬内閣の時に設置された臨時財政経済調査会の関連資料も、同じく『昭和財政史資料』中に収録されているが、そこには租税に関する請願や建議をまとめたものは確認できない。やはり大正 14 年以降から本格的に着手されたと考えてよいだろう。

それまでの各種の調査会では、税法改正の構想案が作成されてきていたが、この大正 14 年の税制調査会では、断行する時期となっており、そのために納税者の声を集めるためとして、これらの史料が作成されるようになったと考えられる。大正 15 年の税制改正以降も、このような史料は作成され続けているのだが、税制改正に請願を参考にするようにしたタイミングは大正 14 年が転換点であったといえる。

おわりに

まず、帝国議会事務局報告を使用して、請願の全体的な傾向を確認した。大規模な増税や税法改正のタイミングで多く提出されていた。提出件数も、地租の地主団体や営業税の

営業者団体など、団体運動を起こしやすい人々に関する税目が多く出される傾向となっていた。特に納税者数が多い地租では件数が非常に多くなっている。一方で給与所得者などは、大規模な集団行動が起こりにくいため、請願については単発での提出となっている。

これらの請願を受理する側の帝国議会では、本会議採択という対応もあったが、自らが法案審議をしている場合には、そちらを優先させようとする場合も多々あった。これは、衆議院で特に顕著であり、立法機関としての自己認識が高かったためと思われる。

帝国議会に請願が多く提出されるのは、増税が図られるタイミングや税制改正が行われるタイミングである。特に後者は、改正されるであろう税法に自らの要求を盛り込ませようというものと、税法改正案が何度も廃案となったことを受けて、法案成立を後押しするために出されるものがあった。

次に、税務当局側での請願の扱いについて振り返る。

発足間もない税務署・税務監督局（税務管理局）については、請願に関する迅速な情報伝達が求められていた。特に、大正時代に入ってから、大規模な廃減税運動などが起こり、議会にも大量の請願が出されると、それについての報告をより迅速に求めるようになった。大正 5 年の通達には、議会対策としての背景があったと推測できる。

一方で提出された請願に関して、税務執行機関である税務署・税務監督局では、調査などに悪影響を及ぼさないよう慎重な対応が求められていた。執行機関として、管内状況の把握のツールとして請願を認識しており、税法改正などを求めるような場合には、迅速に法律の企画・立案機関である大蔵省主税局へ報告するという棲み分けがなされていたのである。

「税務の民衆化」の風潮のもと、大正 12 年に設置された税務相談所は、「税務ニ於ケル

一ノ緩衝機関」たることを求められて設置された。税務執行機関である税務署・税務監督局において、極めて広義の請願（苦情、陳情等）の処理機能も担っていたといえる。

次に、請願が税制に与えた影響について振り返る。

明治期、あるいは大正初期の段階では、税に関する請願について、大蔵省は、帝国議会に対する想定問答の一部として対応することが多く、この時期は肯定的な反応が見られない。しかし、大規模な行財政整理が必要となり、税制でも国民負担の軽減を目的にした大幅な見直しが必要になったときに、請願を吸い上げようという動きが表れた。その集大成が大正 15 年の大規模税制改正であるといえる。請願の吸い上げは、この税制改正のタイミングのみで行われたわけではなく、その後も同様のことが行われている。ただの管内状況把握の手段から、民意の吸い上げへと変わったタイミングともいえ、この時期が、税に関する請願の取扱いの転換点となったといえよう。

折りしも、大正 12 年に税務相談所が設置されたタイミングを挟んだ時期である。税に関する請願の処理の変化を見ても、大正時代という社会風潮の変化が税の世界でも現れたともいえる。

近代日本の請願制度と税務当局との関係を振り返ってみても、税に関する請願は当初こそ肯定的に吸い上げられなかったが、大正時代に入ってから税制改正への参考状況などを考えてみても、決して軽いものではなかったと考えられる。一つには、明治期の税法改正の理由が財政支出前提であり臨時的なものであったことから、大正期になると国民負担の権衡が大きく全面に出てきた税制整理へと変化したことが考えられる。その際には、納税者の声を聞く必要があり、そのために請願が参考となるようになったと考えられるのである。

また、行政の視点から考えた場合、請願令の施行、及び各種調査会の存在は無視できぬものであったと考えられる。

本稿では、租税と請願との関係を大きく俯瞰することとなったが、今後は、税制調査会等と請願との関係を細かく分析していくことを今後の課題としたい。

本稿は、平成 28 年 11 月 22 日に税務大学校で開催された租税史研究会での報告を加筆修正したものである。参加された諸先生からは、多大な御助言を賜った。末文ではあるが、記して御礼を申上げる。

-
- (1) 例えば日本最大規模の国語辞典である『日本国語大辞典』では、「①こいねがうこと。願ひ出ること。②国民が、国、または地方公共団体の機関に対して、損害の救済、公務員の罷免、法令の制定・廃止、その他の事項について、文書により希望を申し述べること」と説明している（日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』第 11 巻、576 頁）。
 - (2) これらに関する参考文献としては、渡辺久丸『請願権』（新日本出版社、1995 年）、田中嘉彦「請願制度の今日的意義と改革動向」レファレンス第 56 巻第 6 号（2006 年）66～83 頁、華名ふみ「帝国議会衆議院における建議と請願」レファレンス平成 22 年 11 月号（2010 年）93～115 頁など。
 - (3) これらに関する参考文献としては、小林和幸『明治立憲政治と貴族院』（吉川公文館、2002 年）、国分航士「大正六年の請願令制定と明治立憲制の再編」史学雑誌第 119 巻第 4 号（2010 年）など。
 - (4) 主な税目の請願に関する研究は、以下のとおり。地租及び地価修正に関しては、黒田展之『天皇制国家形成の史的構造』（法律文化社、1993 年）、営業税に関しては江口圭一『都市小ブルジョア運動史の研究』（未来社、1976 年）及び石井裕品『制度変革の政治経済過程—戦前期日本における営業税廃税運動の研究—』（早稲田大学出版部、2014 年）。
 - (5) この章については、大蔵省編纂『明治大正財政史』第 6 巻（財政経済学会、1937 年）及び衆議

- 院・参議院編『議會制度七〇年史』帝国議會史上巻（大蔵省印刷局、1962年）を参照した。
- (6) なお、帝国議會に出された請願の分析については今村千文「帝国議會における租税の請願—衆議院を事例として—」近代租税史研究会編集『近代日本の租税と行財政』（有志舎、2014年）91～125頁がある。
- (7) 初期議會期とは、自由民権運動から生まれた「民党」（自由党や改進黨）が、行政整理や新規事業の抑制によって、地租軽減を図り「民力休養」することを主張し、一方の藩閥政府は近代国家建設の推進を主張し、鋭く対立していた時期である。しかし、減税問題だけではなく、地方への利益誘導などが争点化すると、次第に両者は歩み寄りをみせるようになった（衆議院・参議院前掲注(5)、38～55頁）。
- (8) この会期で宗教法案が審議中であったため、宗教法案とは寺院や教会などを法人化させ、行政の監督下に置くことを目的としていたが、東本願寺が中心となって宗教法案反対期成同盟会を設立して、仏教を国教として外国宗教とは区別するよう運動を展開した。結果、宗教法案は貴族院で否決された（山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版会、1999年）参照）。
- (9) 今村・前掲注(6)、108～111頁。
- (10) 非常特別税は1次と2次とに分かれる。明治37年の1次非常特別税法では、地租は市街宅地5.5%、郡村宅地3.5%、その他の地目は1.8%、営業税は営業税法に定められた税額の70%、所得税は第一種第三種共に所得税法に定められた税額の70%、酒税は第一種第二種共に1石につき50銭、第三種は酒精分1度ごとに2銭5厘がそれぞれ増徴され、毛織物及び石油に消費税が課税されるようになった。翌年の2次非常特別税法では、地租は市街宅地17.5%、郡村宅地5.5%、その他の地目3%、営業税は営業税法に定められた税額の150%、所得税は第一種所得は営業規模により所得税法による税額の150～400%、第三種所得も所得金額により所得税法に定められた税額の100～270%、酒税は第一種から第四種まで1石につき2円、第五種は1石につき酒精分1度ごとに10銭がそれぞれ増徴されたほか、相続税が新設された（大蔵省・前掲注(5)、11～62頁）。
- (11) 大蔵省・前掲注(5)、135～158頁。
- (12) 大蔵省・前掲注(5)、159～172頁。
- (13) 石井・前掲注(4)、129～145頁。
- (14) 大蔵省編纂『明治大正財政史』第7巻（財政経済学会、1937年）54頁。
- (15) 石井・前掲注(4)、161～191頁。
- (16) 大蔵省・前掲注(5)、785頁。
- (17) 明治31年6月22日主秘第752号主税局長通牒（仙台税務管理局『諸令達綴』昭44仙台43所収）。
- (18) 明治31年12月2日主秘第1075号主税局長通牒（仙台税務管理局『諸令達綴』昭44仙台43所収）。
- (19) 大正5年12月21日往第12572号主税局通牒「税務執行ノ状況之カ参考事項通信ニ関スル件」（仙台財務局『例規 通編 下（1）』平16仙台62-1所収）。
- (20) 大正5年12月28日仙台税務監督局内訓第六号（仙台財務局『例規 通編 下（1）』平16仙台62-1所収）。
- (21) 請願令の制定に関しては前掲注2の国分論文を参照。
- (22) なお、請願の事項が内閣総理大臣管下の各局課に関する場合は、内閣書記官が検印をした上で担当局課に回付し、そこで起案させることとし（規程第1条）、同じく他の大臣が主管する場合には、内閣書記官長の決裁を経た上で、当該省庁へ回付することとされた（規程第3条）。
- (23) 「税務行政の民衆化」は、大正12年に黒田英雄主税局長が税務職員に向けて行った講話（雑誌『税』第1巻第1号に所収）で用いられて以降、官民での一種のスローガンとなっていた。
- (24) 大正12年4月東京税務監督局往復「税務署税務相談部設置ニ関スル件」（昭56東京2331所収）。
- (25) 東京税務監督局『局報直税編 彙報』（昭43東京70-15所収）。
- (26) 『東京朝日新聞』（大正12年4月3日）。
- (27) 『昭和財政史資料』の編纂については、下重直樹「『昭和財政史資料』一戦前期大蔵省における文書管理と財政史編纂」（国立公文書館『北の丸』第42号、2009年）を参照。
- (28) 下重・前掲注(26)、57・58頁。
- (29) 国立公文書館所蔵『財政史資料 議会参考書39 議会 租税請願等意見・関税』（平22財務01041100）。

- (30) 『昭和財政史資料 第2号第39冊』(平15財務00206100)所収。
- (31) 前掲注(29)。
- (32) 前掲注(29)。
- (33) 大蔵省・前掲注(5)、272頁。
- (34) 臨時財政経済調査会とは、第一次世界大戦終結による経済状況の大規模な変化に直面した原内閣の下、財政経済の諸制度に大規模な整理を行う事を目的に設置された(会長は原首相)。審議内容も税制だけでなく、食料問題、製鉄業や造船業の振興策など多岐にわたった。調査期間は約2年にも及び、学者や実業界の人達が参加し「我国税制の根本整理に関する調査としては空前のものと称するを得べきもの」(大蔵省・前掲注(5)、262頁)と言われた。しかし、その税制整理案は財産税の創出などを提言していたが、調査会中でも賛否が分かれ、参考案として政府に提言するにとどまっていた(大蔵省・前掲注(5)、242～263頁)。
- (35) 税制調査委員会とは、大正12年4月に大蔵省内に地租の地方委譲問題について審議するために設置された(会長には大蔵次官が、委員には大蔵省内だけでなく内閣法制局、内務省、農商務省の高等官から選任された。同年6月に第1回会議が開催されたが、関東大震災の発生及びそれに付随する政権交代により自然消滅していた(大蔵省・前掲注(5)、271・272頁)。
- (36) 「税制調査会設置ノ件」(国立公文書館所蔵『公文類聚 第49編 大正14年 第4巻』(類01470100))。
- (37) 「税制整理方針及税制整理綱要ニ関スル件ヲ決定ス」(『公文類聚 第49編 大正14年 第28巻 財政門6 税規附手数料・専売・国債』(類01549100))。
- (38) 大蔵省・前掲注(5)、273頁。
- (39) 「税制調査会ヲ設置ス」(『公文類聚 第51編 昭和2年 第4巻 官職門2 官制2』類01601100)。
- (40) 『昭和財政史資料』第2号第30冊(平15財務00198100)。
- (41) 「税制整理案ヲ定ム」(『公文類聚 第52編 昭和3年 第22巻 財政5』類01658100)。
- (42) 「昭和二年五月閣議決定ニ依リ大蔵省内ニ設置セラレタル税制調査会ハ主トシテ地租委譲ヲ中心トスニ関連スル諸制度ノ改正ニ付調査研

究スル為設ケラレタル所ナレトモ地租ハ依然国税トシテ存置シ其ノ課税標準ヲ改正シ大正十五年法律第四十五号ニ依リ既ニ調査ヲ終了シタル賃貸価格ヲ之カ課税標準タラシメ土地負担ノ公正ヲ図ルヲ以テ最モ適当ナル方策ナリト認ム而シテ地租ノ課税標準ヲ賃貸価格ニ改ムルコトハ単ニ国税制度上ニ於ケル重大ナル改正タルノミナラス地方制度、耕地整理制度等ニモ影響スル所尠カラサルヲ以テ之カ実行ニ当リテハ此等各般ノ事項ヲ併セ研究スルノ要アリ依テ此ノ際税制調査会ヲシテ地租改正並ニ之ニ関連スル諸般ノ事項ヲ審議セシムルコトトシ同時ニ其ノ名称ヲ地租改正委員会ト改ムルコトニ致度」(「税制調査会ヲ改メ地租改正委員会ト為スノ件」『公文類聚 第53編 昭和4年 第4巻 官職門2 官制2』類0166100)。

(43) 「税制改正準備委員会設置ノ件」(『昭和財政史資料』第4号第41冊(平15財務00366100))。